防衛庁訓令第４号

自衛官服装規則を次のように定める。

昭和32年２月６日

防衛庁長官　小　滝　　彬

自　衛　官　服　装　規　則

改正　昭和32年３月28日庁訓第16号
昭和32年10月３日庁訓第58号
昭和33年１月28日庁訓第４号
昭和33年６月10日庁訓第42号
昭和33年６月16日庁訓第44号
昭和33年７月26日庁訓第69号
昭和33年10月14日庁訓第96号
昭和35年４月１日庁訓第17号
昭和35年６月15日庁訓第32号
昭和35年12月14日庁訓第55号
昭和36年６月12日庁訓第29号
昭和37年４月23日庁訓第28号
昭和37年５月19日庁訓第33号
昭和37年10月12日庁訓第64号
昭和37年11月１日庁訓第73号
昭和37年12月17日庁訓第84号
昭和38年８月15日庁訓第39号
昭和38年10月24日庁訓第48号
昭和39年10月31日庁訓第44号
昭和40年１月29日庁訓第４号
昭和40年３月５日庁訓第12号
昭和40年９月21日庁訓第40号
昭和41年10月１日庁訓第32号
昭和43年４月１日庁訓第13号
昭和45年６月18日庁訓第26号
昭和45年10月20日庁訓第37号
昭和46年４月１日庁訓第20号
昭和47年３月31日庁訓第９号
昭和47年６月27日庁訓第34号
昭和47年12月18日庁訓第58号
昭和49年３月12日庁訓第６号
昭和49年５月16日庁訓第30号
昭和49年８月10日庁訓第38号
昭和50年３月８日庁訓第３号
昭和50年４月17日庁訓第24号
昭和51年３月15日庁訓第４号
昭和53年６月１日庁訓第27号
昭和53年12月14日庁訓第36号
昭和55年12月５日庁訓第40号
昭和59年６月30日庁訓第37号
昭和60年３月27日庁訓第９号
昭和60年４月６日庁訓第19号
昭和60年10月30日庁訓第36号
昭和60年11月29日庁訓第38号
昭和61年４月28日庁訓第28号
昭和61年６月３日庁訓第33号
昭和62年３月10日庁訓第１号
昭和63年２月25日庁訓第２号
平成２年４月７日庁訓第10号
平成３年10月１日庁訓第31号
平成４年３月16日庁訓第７号
平成４年８月10日庁訓第49号
平成５年11月16日庁訓第 51号
平成６年３月１日庁訓第 ４号
平成６年12月28日庁訓第 62号
平成８年７月24日庁訓第 45号
平成９年１月17日庁訓第 １号
平成９年７月３日庁訓第 32号
平成10年４月９日庁訓第 24号
平成10年11月30日庁訓第 45号
平成11年12月７日庁訓第 56号
平成12年２月23日庁訓第 ８号
平成12年６月９日庁訓第 76号
平成13年１月６日庁訓第 ２号
平成13年11月２日庁訓第 76号
平成14年３月29日庁訓第 38号
平成14年12月３日庁訓第 59号
平成15年３月19日庁訓第 ５号
平成15年３月31日庁訓第 47号
平成16年３月26日庁訓第 12号
平成16年９月17日庁訓第 73号
平成17年４月１日庁訓第 48号
平成18年３月27日庁訓第 22号
平成18年７月28日庁訓第 83号
平成19年１月５日庁訓第 １号
平成19年７月31日省訓第 43号
平成19年８月30日省訓第145号
平成20年３月25日省訓第 12号
平成20年３月28日省訓第 21号
平成20年９月18日省訓第 49号
平成21年３月25日省訓第 14号
平成21年３月27日省訓第 22号
平成21年７月13日省訓第 43号
平成22年５月28日省訓第20号
平成22年８月27日省訓第34号
平成23年４月１日省訓第16号
平成23年12月20日省訓第42号

（趣旨）

第１条　この訓令は、自衛官の制服及びき章等（以下「制服等」という。）の着用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）夏期　６月１日から９月30日までの期間をいう。

（２）冬期　10月１日から翌年５月31日までの期間をいう。

（３）自衛隊の施設　自衛隊の使用する庁舎、営舎、船舶その他の施設をいう。

（４）部隊等の長　施設等機関にあつては当該施設等機関の長、統合幕僚監部にあつては統合幕僚長、陸上幕僚監部、海上幕僚監部又は航空幕僚監部にあつては陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）、統合幕僚学校にあつては校長、統合幕僚長及び幕僚長の監督を受ける部隊又は機関にあつては当該部隊又は機関の長、情報本部にあつては情報本部長、技術研究本部にあつては技術研究本部長、装備施設本部にあつては装備施設本部長、防衛

監察本部にあつては防衛監察監、地方防衛局にあつては地方防衛局長をいう。

（５）施行規則　自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）をいう。

（制服等の着用心得）

第３条　自衛官は、この訓令の定めるところに従い、正しく制服等を着用し、服装及び容儀を端正にし、自衛隊員としての規律と品位を保つように努めなければならない。

（服装の斉一）

第４条　部隊等の長は、自衛官の服装の斉一を図ることに努めなければならない。

２　部隊等の長は、施行規則及び施行規則に基づく防衛大臣の定めにより制式を定められていない き章等を制服に着用させてはならない。ただし、他の法令に別段の定めがある場合及び外国勲章等（外国の君主若しくは政府又は国際連合により授与される勲章、記章その他の栄典をいう。）の着用を防衛大臣が認めた場合は、この限りでない。

（服装の種類）

第５条　自衛官の服装の種類は、次のとおりとする。

（１）常装

（２）第１種礼装

（３）第２種礼装

（４）通常礼装

（５）作業服装

（６）甲武装

（７）乙武装

（８）特別儀じよう服装

（９）特別儀じょう演奏服装

（10）通常演奏服装

（11）演奏略服装

（12）特殊服装

（制服等の着用）

第６条　自衛官は、この訓令の定めるところに従い、常時制服等を着用しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、制服等を着用しないことができる。

（１）営舎内又は船舶内に居住する幹部自衛官、准尉（准陸尉、准海尉又は准空尉たる自衛官をいう。以下同じ。）及び女子である陸曹長、海曹長又は空曹長以下の自衛官が、勤務することなく、営舎内又は船舶内の指定された宿舎又は居室にある場合、自衛隊の施設に出入する場合及び自衛隊の施設外にある場合

（２）営舎内又は船舶内に居住する自衛官で前号に掲げる自衛官以外のものが、休暇を与えられて、自衛隊の施設外にある場合

（３）営舎外又は船舶外に居住する自衛官が、勤務することなく、自衛隊の施設に出入する場合及び自衛隊の施設外にある場合

（４）警務、情報、募集及び援護の関係の職務に従事する自衛官が、その職務を遂行するため必要とする場合

（５）医科幹部候補生、歯科幹部候補生、薬剤幹部候補生又は防衛研究所若しくは部外の機関にお

いて研究し若しくは教育を受けている自衛官が、実地修練、研修等を受けるに当たり、制服等を着用しないことを適当とする場合

（６）その他自衛官が制服等を着用しないことについて、官房長又は部隊等の長がやむを得ない特別の理由があると認めた場合

（常装をする場合）

第７条　自衛官は、通常、常装をするものとする。

（礼装をする場合）

第８条　自衛官は、次の各号に掲げる場合には、甲武装又は特殊服装をする場合を除き、第１種礼装、第２種礼装又は通常礼装（以下「礼装」という。）をするものとする。

（１）拝えつ、参賀等のため皇居に出入する場合

（２）公の儀式に参列し、又は公の招宴に出席する場合

（３）外国の機関又は文武官を公式に訪問する場合

（４）表彰される場合

（５）その他部隊等の長が儀礼上必要があると認め、礼装をすることを命じた場合

２　幹部自衛官及び准尉は、前項各号の場合において儀礼上必要がある場合には、次項に規定する場合を除き、第１種礼装をするものとする。ただし、幹部陸上自衛官及び准陸尉たる自衛官の第１種礼装甲は、前項第１号から第４号までに掲げる場合で、防衛大臣が定める儀礼上特に必要な場合に着用するものとする。

３　幹部自衛官及び准尉は、第１項の場合において公の招宴に出席する場合で儀礼上特に必要がある場合には、第２種礼装をするものとする。

４　自衛官は、冠婚葬祭等私の儀式又は招宴にあたり、必要がある場合には、第３項の規定にかかわらず、礼装をすることができる。

第９条　削除

（作業服装をする場合）

第10条　自衛官は、作業、教育訓練等の場合において部隊等の長が必要と認めるときは、作業服装をするものとする。

（甲武装をする場合）

第11条　自衛官は、隊ごにあつて公の儀式に参列する場合又は警衛勤務等の場合において部隊等の長が必要と認めるときは、甲武装をするものとする。

（乙武装をする場合）

第12条　自衛官は、防衛出動、国民保護等派遣、命令による治安出動、治安出動下令前に内閣総理大臣の承認を得て行う情報収集、要請による治安出動、自衛隊の施設等の警護出動、弾道ミサイル等に対する破壊措置、災害派遣、地震防災派遣若しくは原子力災害派遣の場合又は教育訓練等の場合において部隊等の長が必要と認めるときは、乙武装をするものとする。

（特別儀じよう服装をする場合）

第12条の２　陸上自衛官（陸上自衛隊第302保安警務中隊の隊員に限る。）は、次の各号に掲げる場合には、特別儀じよう服装をするものとする。

（１）国賓又はこれに準ずる賓客として待遇される者が日本国に到着し及び日本国を離去する際、東京国際空港等において栄誉礼及び儀じように準じて儀礼を行う場合

（２）自衛隊の礼式に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第14号）第82条第２項に規定する特別儀じようを行う場合
（３）前各号に掲げる場合のほか、防衛大臣が指示する場合
（特別儀じよう演奏服装をする場合）
第13条　陸上自衛隊中央音楽隊の隊員である自衛官は、前条各号に掲げる場合には、特別儀じよう演奏服装をするものとする。
（通常演奏服装をする場合）
第13条の２　音楽隊員である自衛官は、国際的儀礼、自衛隊の儀式その他の場合において、陸上自衛官にあつては陸上幕僚長が、海上自衛官にあつては海上幕僚長が、航空自衛官にあつては航空幕僚長が演奏のため特に必要があると認めて指示するとき、通常演奏服装をするものとする。
（演奏略服装をする場合）
第13条の３　音楽隊員である自衛官は、音楽隊長が演奏のため必要と認めるときは、演奏略服装をするものとする。
（儀礼刀を着用する場合）
第13条の４　次の各号に掲げる自衛官は、当該各号に掲げる場合で儀礼上必要なときは、儀礼刀を着用するものとする。
（１）防衛駐在官　外国において礼装をする場合
（２）練習艦隊司令官並びにその指定する幹部自衛官及び准尉　遠洋航海に際し、外国において礼装をする場合
（３）儀じよう隊の指揮官　特別儀じよう服装をして儀じようを行う場合又は練習艦隊が遠洋航海に際して儀じようを行う場合
２　前項に定める場合のほか幕僚長が、国際儀礼上特に必要があると認め、儀礼刀を着用することを命じた者は、儀礼刀を着用するものとする。
（特殊服装）
第14条　自衛官は、航空機若しくは戦車の乗員としてとう乗する場合又は防寒その他勤務上必要がある場合には、特殊服装をするものとする。
２　前項の特殊服装について必要な事項は、幕僚長が定める。
（各種服装の着用品）
第14条の２　自衛官が第５条に掲げる各種の服装（特殊服装を除く。）をする場合に着用すべきもの（以下「着用品」という。）は、男子である陸上自衛官にあつては別表第１に、女子である陸上自衛官にあつては別表第２に、男子である海上自衛官にあつては別表第３に、女子である海上自衛官にあつては別表第４に、男子である航空自衛官にあつては別表第５に、女子である航空自衛官にあつては別表第６に掲げるとおりとする。
２　幹部自衛官及び准尉は、第１種礼装（陸上自衛官の第１種礼装甲を除く。）又は通常礼装をして招宴に出席する場合において、特に必要なときは、前項の規定にかかわらず、黒色ちようネクタイ（女子である幹部陸上自衛官、幹部航空自衛官、准陸尉及び准空尉にあつては濃紺色のちようネクタイ、女子である幹部海上自衛官及び准海尉にあつては黒色のチョーカータイとする。）を着用することができる。
３　音楽隊員である幹部自衛官及び准尉は、演奏会等において音楽隊を指揮する場合で特に必要な

ときは、第１項の規定にかかわらず、黒色ちようネクタイを着用することができる。

４　陸上自衛官及び航空自衛官にあつては、第２種夏服上衣及び女性第２種夏服上衣を常装として着用する場合、ネクタイを着用しないことができる。着用する場合は、陸上自衛官にあつては第３ボタンと第４ボタンの間、航空自衛官にあつては第２ボタンと第３ボタンの間にネクタイの端末を入れることができ、着用しない場合は、最上位のボタンをかけないものとする。

（防衛大臣の定める陸曹候補者、海曹候補者及び空曹候補者である自衛官）

第14条の３　施行規則別表第２(1)イの表ネクタイの項に規定する防衛大臣の定める陸曹候補者である自衛官は、自衛隊生徒の任用等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第51号）第１条第１項に規定する陸上自衛隊生徒（以下「陸上自衛隊生徒」という。）とし、同表備考に規定する防衛大臣の定める陸曹候補者である自衛官は、陸上自衛隊生徒、一般曹候補生である自衛官の任用等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第４号）第２条第１項に規定する一般曹候補生及び陸上自衛隊看護学生の任用等に関する訓令（昭和32年陸上自衛隊訓令第17号）第２条第１項に規定する陸上自衛隊看護学生とする。

２　施行規則別表第３(1)イに規定する防衛大臣の定める海曹候補者である自衛官は、航空学生たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第28号）第１条第１項に規定する航空学生とする。

３　施行規則別表第４(1)イの表備考に規定する防衛大臣の定める空曹候補者である自衛官は、一般曹候補生である自衛官の任用に関する訓令第２条第１項に規定する一般空曹候補生とする。

（警務官及び警務官補である自衛官の着用すべきもの）

第15条　警務官及び警務官補である自衛官は、警務職務に従事する場合には、必要に応じ、所定の制服等のほか、次の各号に掲げるものを着用する。

（１）帯革（本革、負革、警棒つり、手じよう入れ及びけん銃弾倉入れ）

（２）警棒

（３）けん銃つり及びけん銃つりひも

（４）警笛及び警笛つりぐさり

（５）警務腕章

（６）手じよう及び補じよう

（雨衣及び外とう）

第16条　男子である自衛官は、雨雪、寒冷等の場合には、雨衣又は外とうを着用することができる。

２　女子である自衛官は、雨雪、寒冷等の場合には、女性雨衣（女子である陸上自衛官にあつては雨衣）又は女性外とうを着用することができる。

（音楽隊員用の外とう及び防寒用手袋）

第16条の２　音楽隊員である自衛官は、寒冷等の際に通常演奏服装又は演奏略服装をする場合で、音楽隊長が演奏のために必要と認めるときは、施行規則別表第２(2)ロ、施行規則別表第３(2)又は施行規則別表第４(2)に規定する外とう（女子の音楽隊員である自衛官にあつては女性外とう）及び防寒用手袋を着用するものとする。

（き章等）

第17条　陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官のき章等の着用区分は、それぞれ、別表第７、別表第８及び別表第９のとおりとし、その着用要領は、それぞれ、附図第１、附図第２及び附図第

３のとおりとする。

（儀礼刀）

第17条の２　儀礼刀の着用要領は、附図第４のとおりとする。

（も章）

第18条　自衛官は、葬儀の場合には、黒色のも章を制服の左そでの上部に着用することができる。

（服装検査）

第19条　部隊等の長又はその指定する者は、陸曹長、海曹長又は空曹長以下の自衛官が外出又は上陸する場合その他必要があると認める場合には、これらの自衛官について服装検査を実施することができる。

（制服等の一部の着用の省略又は変更）

第20条　自衛官は、勤務上又は職務上特に必要がある場合には、幕僚長の定めるところにより、所定の制服等の一部の着用を省略し、又は変更することができる。

（制服等の着用時期）

第21条　自衛官の制服等のうち、夏用と冬用との区別があるものについては、夏期には夏用の制服等（常装の第３種夏服は、部隊等の長が定める期間に限る。）を、冬期には冬用の制服等を着用するものとする。ただし、幕僚長は、気候、勤務場所その他の状況にかんがみ必要があると認める場合には、別段の定をすることができる。

（承認規定）

第22条　幕僚長は防衛大臣の承認を得て、この訓令に定めていない制服等の着用について規定することができる。

２　前項の規定は、統合幕僚長が、運用上必要があると認める場合における制服等の着用について準用する。この場合において、統合幕僚長は、あらかじめ、当該制服等の着用について関係する幕僚長の同意を得なければならない。

（委任規定）

第23条　この訓令の実施のため必要な事項は、幕僚長が定める。

附　則

１　この訓令は、昭和32年４月１日から施行する。

２　次の訓令は、廃止する。

（１）保安官服装規程（昭和38年保安隊訓令第21号）

（２）海上自衛官服装規則（昭和29年海上自衛隊訓令第18号）

３　この訓令の施行前において、既に幕僚長が長官の承認をえて制服等の着用について規定したものがあるときは、この訓令第22条の規定により幕僚長が長官の承認をえて規定したものとみなす。

４　自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和47年総理府令第67号）附則第２項の規定により第１種外とうとみなされた従前の第２種外とうを１等海曹、２等海曹又は３等海曹である自衛官及び海曹候補者である自衛官が着用する場合のき章等の着用区分及び着用要領は、第17条の規定にかかわらず、当該第２種外とうについて従前定められていたき章等の着用区分及び着用要領の例による。（昭和47年庁訓第58号にて追加）

附　則（昭和32年３月28日庁訓第16号）

この訓令は、昭和32年４月１日から施行する。

附　則（昭和32年10月３日庁訓第58号）

この訓令は、昭和32年10月４日から施行する。

附　則（昭和33年１月28日庁訓第４号）

１　この訓令は、昭和33年１月28日から施行する。ただし、第７条第３項第１号及び第８号並びに第11条第３項第１号の改正規定は、昭和33年６月１日から施行する。

２　淡灰色の夏略帽及び夏期バンドの着用については、この訓令の改正規定にかかわらず、なお、当分の間、従前の規定によることができる。

３　自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和33年総理府令第５号）附則第２項により同府令による改正前の別表第３に定める第２種夏服上衣及び第２種夏服ズボンを用いる場合の着用については、なお、従前の例による。

附　則（昭和33年６月10日庁訓第42号）

この訓令は、昭和33年６月11日から施行する。

附　則（昭和33年６月16日庁訓第44号）

この訓令は、昭和33年６月16日から施行する。

附　則（昭和33年７月26日庁訓第69号）

この訓令は、昭和33年７月26日から施行する。

附　則（昭和33年10月14日庁訓第96号）

１　この訓令は、昭和33年10月27日から施行する。

２　自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和33年総理府令第53号）附則第２項及び自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和33年総理府令第76号）附則第２項の規定により、従前の制服による品目を用いる場合の着用については、それぞれ陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が、長官の承認を得て定める。

附　則（昭和35年４月１日庁訓第17号）

１　この訓令は、昭和35年４月１日から施行する。ただし、附図第１の第２種外とうに係る改正部分は、昭和35年２月３日から適用する。

２　自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和35年総理府令第３号）附則ただし書の規定により従前の第２種外とうを着用する場合の階級章の着用要領は、附図第１の第２種外とうに係る改正にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（昭和35年６月15日庁訓第32号）

この訓令は、昭和35年６月15日から施行する。

附　則（昭和35年12月14日庁訓第55号）

１　この訓令は、昭和35年12月14日から施行する。

２　自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和35年総理府令第61号）附則ただし書の規定により従前の規定による品目を着用する場合は、この訓令の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（昭和36年６月12日庁訓第29号）

この訓令は、昭和36年６月12日から施行する。

附　則（昭和37年４月23日庁訓第28号）

この訓令は、昭和37年５月１日から施行する。

附　則（昭和37年５月19日庁訓第33号）

この訓令は、昭和37年５月19日から施行する。

附　則（昭和37年10月12日庁訓第64号）

この訓令は、昭和37年10月12日から施行する。

附　則（昭和37年11月１日庁訓第73号）（抄）

この訓令は、昭和37年11月１日から施行する。

附　則（昭和37年12月17日庁訓第84号）

この訓令は、昭和37年12月17日から施行する。

附　則（昭和38年８月15日庁訓第39号）

この訓令は、昭和38年８月15日から施行する。

附　則（昭和38年10月24日庁訓第48号）（抄）

この訓令は、昭和38年10月24日から施行する。

附　則（昭和39年10月31日庁訓第44号）

この訓令は、昭和39年11月１日から施行する。

附　則（昭和40年１月29日庁訓第４号）（抄）

１　この訓令は、昭和40年１月29日から施行する。ただし、この訓令による改正前の第９条に規定する礼装は、当分の間、改正後の第14条の２に規定する礼装として着用することができる。

２　航空自衛隊の幹部自衛官は、当分の間、常装冬服（第１種夏服）の着用品中「正帽、階級章」を「施行規則別表第４(1)ロに定める礼帽、礼服用階級章」に代えて第１種礼装冬（夏）服とすることができる。

附　則（昭和40年３月５日庁訓第12号）（抄）

この訓令は、昭和40年３月５日から施行する。

附　則（昭和40年９月21日庁訓第40号）

１　この訓令は、昭和40年９月21日から施行する。

２　自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和40年総理府令第43号）附則ただし書の規定により従前の規定による品目を着用する場合は、この訓令の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（昭和41年10月１日庁訓第32号）（抄）

１　この訓令は、昭和41年10月１日から施行する。

附　則（昭和43年４月１日庁訓第13号）

１　この訓令は、昭和43年４月１日から施行する。

２　自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和43年総理府令第11号）附則第２項の規定により従前の作業服上衣を着用する場合の階級章の着用要領は、この訓令による改正後の自衛官服装規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（昭和45年６月18日庁訓第６号）（抄）

１　この訓令は、昭和45年６月22日から施行する。

附　則（昭和45年10月20日庁訓第37号）

１　この訓令は、昭和45年10月28日から施行する。

２　自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和45年総理府令第42号）附則第２項の規定に

より、同府令による改正前の自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）別表第２から別表第４までに規定する品目を用いる場合の服装の着用品目並びにき章等の着用区分及び着用要領については、この訓令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（昭和46年４月１日庁訓第20号）

1　この訓令は、昭和46年４月１日から施行する。

2　自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和46年総理府令第17号）附則第２項の規定により、同府令による改正前の自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）別表第２及び別表第４に規定する品目を用いる場合の服装の着用品目及びき章等の着用区分については、この訓令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（昭和47年３月31日庁訓第９号）

この訓令は、昭和47年４月５日から施行する。

附　則（昭和47年６月27日庁訓第34号）

この訓令は、昭和47年６月30日から施行する。

附　則（昭和47年12月18日庁訓第58号）

1　この訓令は、昭和47年12月18日から施行する。

附　則（昭和49年３月12日庁訓第６号）（抄）

この訓令は、昭和49年３月12日から施行する。

附　則（昭和49年５月16日庁訓第30号）

この訓令は、昭和49年５月16日から施行する。

附　則（昭和49年８月10日庁訓第38号）

1　この訓令は、昭和49年８月10日から施行する。

2　自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和49年総理府令第８号）附則第２項の規定により従前の冬服上衣又は夏服上衣を着用する場合における特別儀じよう服装及び演奏服装については、この訓令による改正後の自衛官服装規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（昭和50年３月８日庁訓第３号）

1　この訓令は、昭和50年３月８日から施行する。

2　自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和50年総理府令第８号）附則第２項の規定により同府令による改正前の自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）別表第４(2)に規定する冬（夏）服ズボンを着用する場合における演奏服装については、この訓令による改正後の自衛官服装規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（昭和50年４月17日庁訓第24号）（抄）

1　この訓令は、昭和50年４月18日から施行する。

附　則（昭和51年３月15日庁訓第４号）

この訓令は、昭和51年３月15日から施行する。

附　則（昭和53年６月１日庁訓第27号）（抄）

1　この訓令は、昭和53年６月１日から施行する。

附　則（昭和53年12月14日庁訓第36号）

この訓令は、昭和53年12月14日から施行する。

附　則（昭和55年12月５日庁訓第40号）（抄）

1　この訓令は、昭和55年12月５日から施行する。

2　自衛隊法施行規則及び防衛庁職員の災害補償に関する総理府令の一部を改正する総理府令（昭和55年総理府令第64号）附則第４項の規定により、１等海曹である幹部自衛官の候補者が着用することができるものとされた短靴及び幹部候補者き章の着用区分又は着用要領については、改正後の自衛官服装規則別表第３及び附図第２の７幹部候補者き章の着用要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（昭和59年６月30日庁訓第37号）（抄）

1　この訓令は、昭和59年７月１日から施行する。

附　則（昭和60年３月27日庁訓第９号）

1　この訓令は、昭和60年４月１日から施行する。

2　自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和59年総理府令第47号）附則第２項の規定により同府令による改正前の自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）別表第４(1)イに規定する第２種夏服上衣、第３種夏服上衣・婦人第２種夏服及び婦人第３種夏服上衣を用いる場合の服装の着用品目並びにき章等の着用区分及び着用要領については、この訓令による改正後の自衛官服装規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（昭和60年４月６日庁訓第19号）

この訓令は、昭和60年４月６日から施行する。

附　則（昭和60年10月30日庁訓第36号）

この訓令は、昭和60年11月１日から施行する。

附　則（昭和60年11月29日庁訓第38号）

この訓令は、昭和60年11月30日から施行する。

附　則（昭和61年４月28日庁訓第28号）

この訓令は、昭和61年５月４日から施行する。

附　則（昭和61年６月３日庁訓第33号）

この訓令は、昭和61年６月７日から施行する。

附　則（昭和62年３月10日庁訓第１号）

この訓令は、昭和62年４月１日から施行する。

附　則（昭和63年２月25日庁訓第２号）（抄）

1　この訓令は、昭和63年４月１日から施行する。

附　則（平成２年４月７日庁訓第10号）（抄）

1　この訓令は、平成２年４月７日から施行する。

附　則（平成３年10月１日庁訓第31号）

1　この訓令のうち、第１条及び第３条の規定は、平成３年10月１日から、第２条の規定は、平成４年４月１日から施行する。

2　自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令（平成３年総理府令第37号）附則第２項の規定により、同府令による改正前の自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）別表第２に規定する品目を用いる場合の服装の着用品目並びにき章等の着用区分及び着用要領については、この訓令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成４年３月16日庁訓第７号）

この訓令は、平成４年３月25日から施行する。

附　則（平成４年８月10日庁訓第49号）

この訓令は、平成４年８月10日から施行する。

附　則（平成５年11月16日庁訓第51号）

１　この訓令は、平成６年３月31日から施行する。

２　自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令（平成３年総理府令第37号）附則第２項の規定により同府令による改正前の自衛隊法施行規則別表第２(1)イに規定する冬服上衣、婦人冬服上衣、第１種夏服上衣及び婦人第１種夏服上衣を用いる場合の職種き章の着用区分及び着用要領は、この訓令の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附　則（平成６年３月１日庁訓第４号）

この訓令は、平成６年３月23日から施行する。

附　則（平成６年12月28日庁訓第62号）

１　この訓令は、平成７年１月１日から施行する。

２　自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令（平成６年総理府令第63号）（以下「改正府令」という。）附則第２項の規定により、同府令による改正前の自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）別表第３(1)イに規定する作業服ズボン（幹部自衛官及び准海尉のものに限る。）並びに同規則別表第４(1)イに規定する婦人第２種夏服、略帽及び婦人略帽並びに同表(1)ロに規定する礼服冬上衣及び礼服夏上衣を用いる場合の服装の着用品目並びにき章等の着用区分及び着用要領については、この訓令による改正後の自衛官服装規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　航空自衛隊の空曹長以下の自衛官が改正府令による改正後の自衛隊法施行規則別表第４(1)イに規定する第２種夏服上衣、第３種夏服上衣、婦人第２種夏服上衣及び婦人第３種夏服上衣を用いる場合にあっては、当分の間、乙階級章に代えて甲階級章を着用することができる。

附　則（平成８年７月24日庁訓第45号）

１　この訓令は、平成８年７月24日から施行する。

２　自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令（平成８年総理府令第40号）附則第３項の規定により、同府令による改正前の自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）別表第３(1)イに規定する第１種夏服上衣（幹部自衛官及び准海尉に限る。）及び婦人第３種夏服を用いる場合の服装の着用品目並びにき章等の着用区分及び着用要領については、この訓令による改正後の自衛官服装規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成９年１月17日庁訓第１号）

この訓令は、平成９年１月20日から施行する。

附　則（平成９年７月３日庁訓第32号）

この訓令は、平成９年７月３日から施行する。

附　則（平成10年４月９日庁訓第24号）

この訓令は、平成10年４月９日から施行する。

附　則（平成10年11月30日庁訓第45号）（抄）

１　この訓令は、平成11年３月31日から施行する。

附　則（平成11年12月7日庁訓第56号）（抄）

1　この訓令は、平成11年12月20日から施行する。

附　則（平成12年2月23日庁訓第8号）

1　この訓令は、平成12年3月31日から施行する。

2　自衛隊法施行規則の一部を改正する総理府令（平成12年総理府令第13号）附則第２項の規定により、同府令による改正前の自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）別表第４(1)イに規定する作業服ズボン及び婦人作業服ズボンを用いる場合の服装の着用品目については、この訓令による改正後の自衛官服装規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成12年6月9日庁訓第76号）

この訓令は、平成12年6月16日から施行する。

附　則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

1　この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附　則（平成13年11月2日庁訓第76号）

この訓令は、平成13年11月2日から施行する。

附　則（平成14年3月29日庁訓第38号）（抄）

1　この訓令は、平成14年3月29日から施行する。

附　則（平成14年12月3日庁訓第59号）

1　この訓令は、平成14年12月3日から施行する。

2　自衛隊法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成13年内閣府令第19号）附則第２項の規定により、同府令による改正前の自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）別表第４(1)イに規定する第２種夏服上衣及び婦人第２種夏服上衣を用いる場合の服装の着用品並びにき章等の着用区分及び着用要領については、この訓令による改正後の自衛官服装規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　自衛隊法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第74号）附則第４項の規定により、同府令による改正前の自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）別表第２(1)イに規定する作業服上衣、作業服ズボン、作業帽、婦人作業服上衣及び婦人作業服ズボン並びに同表(1)ロに規定する礼服冬上衣、婦人礼服冬上衣、婦人礼服夏上衣、礼服夏上衣、礼服ズボン及び夏礼帽を用いる場合の服装の着用品目並びにき章等の着用区分及び着用要領については、この訓令による改正後の自衛官服装規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成15年3月19日庁訓第5号）（抄）

1　この訓令は、平成15年3月15日から施行する。

附　則（平成15年3月31日庁訓第47号）

1　この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

2　自衛隊法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成15年内閣府令第33号）附則第３項の規定により、同府令による改正前の自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）別表第２(1)イに競走する作業外被、婦人作業外被及び半長靴並びに別表第３(1)イに規定する婦人冬服スカート、婦人第１種夏服スカート、婦人第２種夏服スカート、作業帽（海曹長以下に限る。）及び婦人作業帽並びに別表第４(1)イに規定する婦人第１種編上靴及び婦人第２種編上靴を用いる場合の服装の着用品並びにき章等の着用区分及び着用要領については、この訓令による改正後の自衛官服装規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　自衛隊法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成15年内閣府令第33号）附則第３項の規定により、同府令による改正前の自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）別表第５に規定する防衛大学校女子冬服上衣、防衛大学校女子冬服スカート、防衛大学校女子冬服ズボン、防衛大学校女子第１種夏服上衣、防衛大学校女子第１種夏服スカート、防衛大学校女子夏服ズボン、防衛大学校女子第２種夏服上衣、防衛大学校女子第２種夏服スカート、防衛大学校女子冬正帽、防衛大学校女子夏正帽、防衛大学校女子外とう、防衛大学校女子雨衣を用いる場合の服装の着用品並びにき章等の着用区分及び着用要領については、この訓令による改正後の防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の服装に関する訓令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成16年３月26日庁訓第12号）（抄）

1　この訓令は、平成16年３月29日から施行する。

附　則（平成16年９月17日庁訓第73号）

この訓令は、平成16年９月17日から施行する。

附　則（平成17年４月１日庁訓第48号）

1　この訓令は、平成17年４月１日から施行する。

2　自衛隊法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成17年内閣府令第46号）附則第２号の規定により、同府令による改正前の自衛隊法施行規則（昭和29年内閣府令第40号）別表第３(1)イに規定する第１種外とう、女性第１種外とう、雨衣及び女性雨衣を用いる場合の着用品並びにき章等の着用区分及び着用要領については、この訓令による改正後の自衛官服装規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成18年３月27日庁訓第22号）

1　この訓令は、平成18年３月27日から施行する。

2　自衛隊法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成18年内閣府令第14号）附則第２項の規定により、同府令による改正前の自衛隊法施行規則（昭和29年内閣府令第40号）別表第３(1)イに規定する冬服上衣（３等海曹以上）を用いる場合のき章等の着用要領については、この訓令による改正後の自衛官服装規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成18年７月28日庁訓第83号）（抄）

1　この訓令は、平成18年７月31日から施行する。

附　則（平成19年１月５日庁訓第１号）（抄）

（施行期日）

1　この訓令は、平成19年１月９日から施行する。

附　則（平成19年７月31日省訓第43号）

1　この訓令は平成19年７月31日から実施する。

2　自衛隊法施行規則の一部を改正する防衛省令（平成19年防衛省令第７号）附則第２項の規定による改正前の自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）別表第２(1)イに規定する作業服上衣、作業服ズボン、作業帽及び半長靴、別表第３(1)イに規定する女性冬服ズボン及び女性第２種夏服ズボン並びに別表第４(1)イに規定する冬服上衣、冬服ズボン、女性冬服上衣、女性冬服スカート、女性冬服ズボン、第１種夏服上衣、第３種夏服上衣、夏服ズボン、女性第１種夏服上衣、女性第３種夏服上衣、女性夏服スカート、女性夏服ズボン、正帽、女性正帽、略帽、第２種ワイシャツ、女性第２種ワイシャツ、帽章、階級章、バンド及び空曹候補者き章を用いる場合の

服装の着用品並びにき章等の着用区分及び着用要領については、この訓令による改正後の自衛官服装規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成19年８月30日省訓第145号）（抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成19年９月１日から施行する。

附　則（平成20年３月25日省訓第12号）（抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成20年３月26日から施行する。

附　則（平成20年３月28日省訓第21号）

（施行期日）

この訓令は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成20年９月18日省訓第49号）

（施行期日）

この訓令は、平成20年10月１日から施行する。

附　則（平成21年３月25日省訓第14号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成21年３月27日から施行する。

２　改正前の自衛官服装規則の規定は、一般曹候補学生である自衛官の任用等に関する訓令の規定による一般曹候補学生が存する間は、なおその効力を有する。

附　則（平成21年３月27日省訓第22号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

２　自衛官服装規則別表第９の内務班長き章並びにレンジャーき章及び空挺き章並びに航空き章、航空管制き章、不発弾処理き章、兵器管制き章、高射管制き章、航空医官き章及び体力き章に係る着用区分及び着用要領については、この訓令による改正後の自衛官服装規則の規定にかかわらず、平成２４年３月３１日までの間、なお、従前の例によることができる。

附　則（平成21年７月13日省訓第43号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成21年７月13日から施行する。

２　自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（平成２１年防衛省令第９号）附則第２項の規定により用いる甲階級章の着用要領については、この訓令による改正後の自衛官服装規則附図第２項第４項第１号及び第２号の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附　則（平成22年５月28日省訓第20号）

（施行期日）

この訓令は、平成22年５月28日から施行する。

附　則（平成22年８月27日省訓第34号）

（施行期日）

この訓令は、平成22年８月27日から施行する。

附　則（平成23年４月１日省訓第16号）

（施行期日）

この訓令は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成23年12月20日省訓第42号）

（施行期日）

この訓令は、平成23年12月20日から施行する。

別表第１（第14条の２関係）

男子である陸上自衛官の服装の着用品

（注：この表において「表」とは、施行規則別表第２をいう。）

服装の種類	区分		着用品
常装	冬服		表(1)イに定める冬服上衣、冬服ズボン、ワイシャツ、ネクタイ、半長靴又は短靴、甲階級章、バンド及び正（略）帽
	第１種夏服		表(1)イに定める第１種夏服上衣、夏服ズボン、ワイシャツ、ネクタイ、半長靴又は短靴、甲階級章、バンド及び正（略）帽
	第２種夏服		表(1)イに定める第２種夏服上衣、夏服ズボン、ネクタイ、半長靴又は短靴、乙階級章、バンド及び正（略）帽
	第３種夏服		表(1)イに定める第３種夏服上衣、夏服ズボン、半長靴又は短靴、乙階級章、バンド及び正（略）帽
第１種礼装	甲	冬（夏）服	(ｲ) 表(1)ロに定める第１種礼服冬（夏）上衣、礼服冬（第１種礼服夏）ズボン、（夏）礼帽、第１種ワイシャツ、ネクタイ、礼服用飾緒（陸将及び陸将補に限る。）及び礼服用階級章並びに表(1)イに定める短靴（表(1)ロの夏礼服短靴）及びバンド (ﾛ) 白色の手袋
	乙	冬（夏）服	(ｲ) 表(1)イに定める冬服（第１種夏服）上衣、冬（夏）服ズボン、ワイシャツ、ネクタイ、短靴、バンド及び正帽並びに表(1)ロに定める礼服用飾緒（陸将及び陸将補に限る。）及び礼服用階級章 (ﾛ) 白色の手袋
第２種礼装	冬（夏）服		(ｲ) 表(1)ロに定める第２種礼服冬（夏）上衣、礼服冬（第２種礼服夏）ズボン、（夏）礼帽、第２種ワイシャツ、ちようネクタイ、腹飾帯（第２種礼服冬上衣を着用する場合はえんじ色とし、第２種礼服夏上衣を着用する場合は金色とする。）、礼服用飾緒（陸将及び陸将補に限る。）及び礼服用階級章並びに表(1)イに定める短靴及びバンド (ﾛ) 白色の手袋
通常礼装	冬（夏）服		(ｲ) 常装冬服（第１種夏服、第２種夏服）の着用品（略帽及び半長靴を除く。）に同じ。 (ﾛ) 白色の手袋
作業服装			表(1)イに定める作業服上衣、作業服ズボン、作業外被、作業帽、半長靴又は短靴、階級章及びバンド。必要に応じ、作業外被を着用する。
			(ｲ) 常装冬服の着用品（略帽及び短靴を除く。）に同じ。

甲武装	冬服	(ﾛ) けん銃帯又は弾薬帯及び白色の手袋（儀式の場合に限る。）。必要に応じ、鉄帽（鉄帽用の中帽を含む。以下この表において同じ。）又は鉄帽用中帽（この場合、正帽を着用しない。）を着用する。
	第１種（第２種）夏服	(ｲ) 常装第１種（第２種）夏服の着用品（略帽及び短靴を除く。）に同じ。 (ﾛ) 冬服（ロ）に同じ。
乙武装		(ｲ) 作業服装の着用品（短靴を除く。）に同じ。 (ﾛ) けん銃帯又は弾薬帯。必要に応じ、鉄帽又は鉄帽用中帽（この場合、作業帽を着用しない。）を着用する。
特別儀じよう服装	冬（夏）服	(ｲ) 表(2)イに定める冬（夏）服上衣、冬（夏）服ズボン、冬（夏）正帽、ワイシャツ、ネクタイ、短靴、飾緒及びバンド (ﾛ) 白色の手袋
特別儀じよう演奏服装	冬（夏）服	(ｲ) 表(2)ロに定める第２種冬（夏）服上衣、第２種冬（夏）服ズボン、第２種冬（夏）正帽、ワイシャツ、ネクタイ（第２種冬服上衣を着用する場合は濃緑色とし、第２種夏服上衣を着用する場合は薄ねず茶色とする。）、冬（第１種夏）短靴、第２種飾緒、階級章、バンド（第２種冬服ズボンを着用する場合は濃緑色とし、第２種夏服ズボンを着用する場合は白色とする。）、ベルト及び打楽器用手袋（打楽器で演奏する隊員に限る。以下この表において同じ。） (ﾛ) 白色の手袋（幹部自衛官及び准陸尉並びに指揮者に限る。）
通常演奏服装	冬（第１種夏）服	(ｲ) 表(2)ロに定める第１種冬（夏）服上衣、第１種冬（夏）服ズボン、第１種冬（夏）正帽、ワイシャツ、ネクタイ（第１種冬服上衣を着用する場合はえんじ色とし、第１種夏服上衣を着用する場合は淡緑色とする。）、冬（第１種夏）短靴、階級章、バンド（濃緑色に限る。）、ベルト及び打楽器用手袋 (ﾛ) 白色の手袋（幹部自衛官及び准陸尉並びに指揮者に限る。）
	第２種夏服	(ｲ) 表(2)ロに定める第３種夏服上衣、第３種夏服ズボン、第１種夏正帽、第２種夏短靴、階級章、バンド（白色に限る。）及び打楽器用手袋。必要に応じ、ネクタイ（えんじ色に限る。）を着用する。 (ﾛ) 白色の手袋（幹部自衛官及び准陸尉並びに指揮者に限る。）
演奏略		(ｲ) 常装冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）の着用品に表(2)ロに定める第１種飾緒（冬服、第１種夏服に限

服　　装	冬　（夏）　服	る。）、ベルト及び打楽器用手袋を加えたもの (ﾛ) 白色の手袋（幹部自衛官及び准陸尉並びに指揮者に限る。）

別表第２（第14条の２関係）

女子である陸上自衛官の服装の着用品

（注：この表において「表」とは、施行規則別表第２をいう。）

服装の種類	区分		着用品
常装	冬服		表(1)イに定める女性冬服上衣、女性冬服スカート又は女性冬服ズボン、女性正帽又は略帽、女性ワイシャツ、ネクタイ、半長靴（女性冬服ズボンを着用する場合に限る。）又は女性短靴、甲階級章及びバンド（女性冬服ズボンを着用する場合に限る。）
	第１種夏服		表(1)イに定める女性第１種夏服上衣、女性夏服スカート又は女性夏服ズボン、女性正帽又は略帽、女性ワイシャツ、ネクタイ、半長靴（女性夏服ズボンを着用する場合に限る。）又は女性短靴、甲階級章及びバンド（女性夏服ズボンを着用する場合に限る。）
	第２種夏服		表(1)イに定める女性第２種夏服上衣、女性夏服スカート又は女性夏服ズボン、女性正帽又は略帽、ネクタイ、半長靴（女性夏服ズボンを着用する場合に限る。）又は女性短靴、乙階級章及びバンド（女性夏服ズボンを着用する場合に限る。）
	第３種夏服		表(1)イに定める女性第３種夏服上衣、女性夏服スカート又は女性夏服ズボン、女性正帽又は略帽、半長靴（女性夏服ズボンを着用する場合に限る。）又は女性短靴、乙階級章及びバンド（女性夏服ズボンを着用する場合に限る。）
第１種礼装	甲	冬（夏）服	(ｲ) 表(1)ロに定める女性第１種礼服冬（夏）上衣、女性第１種礼服スカート、女性腹飾帯（濃紺色に限る。）、女性礼帽（濃紺色に限る。）、女性第１種（第２種）ワイシャツ、女性ネクタイ、女性礼服用短靴及び礼服用階級章 (ﾛ) 白色の手袋
	乙	冬（夏）服	(ｲ) 表(1)イに定める女性冬服（第１種夏服）上衣、女性冬（夏）服スカート又は女性冬（夏）服ズボン、女性ワイシャツ、ネクタイ、女性短靴及び女性正帽並びに表(1)ロに定める礼服用飾緒（陸将及び陸将補に限る。）及び礼服用階級章 (ﾛ) 白色の手袋
			(ｲ) 表(1)ロに定める女性第２種礼服冬（夏）上衣、女性第２種礼服スカート、女性腹飾帯（女性第２種礼服冬上衣を着用

第２種礼装	冬（夏）服	する場合はえんじ色とし、女性第２種礼服夏上衣を着用する場合は金色とする。）、女性礼帽（濃紺色に限る。）、女性第２種ワイシャツ、女性ネクタイ、女性礼服用短靴及び礼服用階級章 (ﾛ) 白色の手袋
通常礼装	冬（夏）服	(ｲ) 常装冬服（第１種夏服、第２種夏服）の着用品（略帽及び半長靴を除く。）に同じ。 (ﾛ) 白色の手袋
作業服装		表(1)イに定める作業服上衣、作業服ズボン、作業外被、作業帽、半長靴又は女性短靴及び甲階級章。必要に応じ、作業外被を着用する。
甲武装	冬（夏）服	(ｲ) 常装冬服（第１種夏服、第２種夏服）の着用品（女性冬（夏）服スカート、略帽及び女性短靴を除く。）に同じ。 (ﾛ) けん銃帯又は弾薬帯及び白色の手袋（儀式の場合に限る。）。必要に応じ、鉄帽（鉄帽用中帽を含む。以下この表において同じ。）又は鉄帽用中帽（この場合、女性正帽を着用しない。）を着用する。
乙武装		(ｲ) 作業服装の着用品（女性短靴を除く。）に同じ。 (ﾛ) けん銃帯又は弾薬帯。必要に応じ、鉄帽又は鉄帽用中帽（この場合、作業帽を着用しない。）を着用する。
特別儀じよう演奏服装	冬（夏）服	(ｲ) 表(2)ロに定める女性第３種冬（夏）服上衣、第２種冬（夏）服ズボン、女性第２種冬（夏）正帽、女性第１種ワイシャツ、女性第１種ネクタイ（女性第３種冬服上衣を着用する場合は濃緑色とし、女性第３種夏服上衣を着用する場合は薄ねず茶色とする。）、女性第１種冬（夏）短靴、第２種飾緒、階級章、バンド（第２種冬服ズボンを着用する場合は濃緑色とし、第２種夏服ズボンを着用する場合は白色とする。）、ベルト及び打楽器用手袋（打楽器で演奏する隊員に限る。以下この表において同じ。） (ﾛ) 白色の手袋（幹部自衛官及び准陸尉並びに指揮者に限る。）
	第１種冬（夏）服	(ｲ) 表(2)ロに定める女性第１種冬（夏）服上衣、第１種冬（夏）服ズボン、女性第１種冬（夏）正帽又は女性第３種冬（夏）正帽、女性第１種ワイシャツ、女性第１種ネクタイ（女性第１種冬服上衣を着用する場合はえんじ色とし、女性第１種夏服上衣を着用する場合は淡緑色とする。）、女性第１種冬（夏）短靴又は女性第２種冬（夏）短靴、階級章、バンド（濃緑色に限る。）、ベルト及び打楽器用手袋

通常演奏服装		(ﾛ) 白色の手袋（幹部自衛官及び准陸尉並びに指揮者に限る。）
	第２種冬（夏）服	(ｲ) 表(2)ロに定める女性第２種冬（夏）服上衣、女性冬（夏）服スカート、女性第３種冬（夏）正帽、女性第２種ワイシャツ、女性第２種ネクタイ（女性第２種冬服上衣を着用する場合はえんじ色とし、女性第２種夏服上衣を着用する場合は淡緑色とする。）、女性腹飾帯（女性第２種冬服上衣を着用する場合は濃緑色とし、女性第２種夏服上衣を着用する場合は淡緑色とする。）、女性第２種冬（夏）短靴、階級章及び打楽器用手袋 (ﾛ) 白色の手袋（幹部自衛官及び准陸尉並びに指揮者に限る。）
	第３種夏服	(ｲ) 表(2)ロに定める女性第４種夏服上衣、第３種夏服ズボン、女性第１種夏正帽又は女性第３種夏正帽、女性第３種夏短靴、階級章、バンド（白色に限る。）及び打楽器用手袋。必要に応じ、女性第１種ネクタイ（えんじ色に限る。）を着用する。 (ﾛ) 白色の手袋（幹部自衛官及び准陸尉並びに指揮者に限る。）
演奏略服装	冬（夏）服	(ｲ) 常装冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）の着用品に表(2)ロに定める第１種飾緒（冬服、第１種夏服に限る。）、ベルト及び打楽器用手袋を加えたもの (ﾛ) 白色の手袋（幹部自衛官及び准陸尉並びに指揮者に限る。）

別表第３（第14条の２関係）

男子である海上自衛官の服装の着用品

（注：この表において「表」とは、施行規則別表第３をいう。）

服装の種類	区分		着用品
	幹部自衛官及び准海	冬服	表(1)イに定める冬服上衣、冬服ズボン、正帽又は冬略帽、第１種（第２種）ワイシャツ、ネクタイ、短靴（黒色に限る。）、甲階級章及び冬服バンド
		第１種夏服	表(1)イに定める第１種夏服上衣、第１種夏服ズボン、正帽、短靴、丙階級章及び第１種夏服バンド
		第２種夏服	表(1)イに定める第２種夏服上衣、第２種夏服ズボン、ネクタイ、正帽又は夏略帽、短靴（黒色に限る。）、乙階級章及び第２種夏服バンド
		第３種夏服	表(1)イに定める第３種夏服上衣、第１種夏服ズボン、正帽又

常装	尉		は夏略帽、短靴、丙階級章及び第１種夏服バンド
	海曹長から3等海曹まで	冬服	幹部自衛官及び准海尉冬服の着用品に同じ。
		第１種夏服	幹部自衛官及び准海尉第１種夏服の着用品に同じ。ただし、短靴は、幹部自衛官の候補者たる海曹長以外の海曹長、１等海曹、２等海曹及び３等海曹にあつては、黒色に限る。
		第２種夏服	幹部自衛官及び准海尉第２種夏服の着用品に同じ。
		第３種夏服	幹部自衛官及び准海尉第３種夏服の着用品に同じ。ただし、短靴は、幹部自衛官の候補者たる海曹長以外の海曹長、１等海曹、２等海曹及び３等海曹にあつては、黒色に限る。
	海士長以下	冬服	表(1)イに定める冬服上衣、冬服ズボン、正帽又は冬略帽、短靴（黒色に限る。）、甲階級章及び冬服バンド。ただし、航空学生である自衛官は、冬服バンドを着用しない。
		第１種夏服	表(1)イに定める第１種夏服上衣、第１種夏服ズボン、正帽、短靴（黒色に限る。）、丙階級章及び第１種夏服バンド。ただし、航空学生である自衛官は、第１種夏服バンドを着用しない。
		第２種夏服	表(1)イに定める第２種夏服上衣、第２種夏服ズボン、ネクタイ、正帽又は夏略帽、短靴（黒色に限る。）、乙階級章及び第２種夏服バンド。ただし、航空学生である自衛官は、幹部自衛官及び准海尉第２種夏服の着用品に同じ。
		第３種夏服	表(1)イに定める第３種夏服上衣、第１種夏服ズボン、正帽又は夏略帽、短靴（黒色に限る。）、丙階級章及び第１種夏服バンド
第１種礼装	冬服		(ｲ) 常装幹部自衛官及び准海尉冬服の着用品（冬略帽を除く。）に同じ。 (ﾛ) 白色の手袋
	夏服		(ｲ) 常装幹部自衛官及び准海尉第１種夏服の着用品（短靴は、白色とする。）に同じ。 (ﾛ) 白色の手袋
第２種礼装	冬（夏）服		(ｲ) 表(1)ロに定める礼服冬（夏）上衣、礼服ズボン、腹飾帯、ワイシャツ及びネクタイ並びに表(1)イに定める正帽、短靴（黒色に限る。）及び甲（丙）階級章 (ﾛ) 白色の手袋
通常礼装	冬服		(ｲ) 常装冬服の着用品（冬略帽を除く。）に同じ。 (ﾛ) 白色の手袋
	第１種（第２種）		(ｲ) 常装第１種（第２種）夏服の着用品（第１種夏服を着用する場合には、幹部自衛官及び准海尉の短靴は、白色とす

	夏服	る。）に同じ。 (ﾛ) 白色の手袋
作業服装		表(1)イの第１種（第２種）作業服上衣、作業服ズボン、冬略帽又は作業帽、編上靴、短靴（黒色に限る。）又は作業靴及び乙階級章
甲武装	冬服	(ｲ) 常装冬服の着用品に同じ。 (ﾛ) きやはん、けん銃帯又は弾薬帯及び白色の手袋（儀式の場合に限る。）。必要に応じ、鉄帽（鉄帽用中帽を含む。以下この表において同じ。）又は鉄帽用中帽（この場合、正帽又は冬略帽を着用しない。）を着用する。
	第１種（第２種）夏服	(ｲ) 第１種（第２種）夏服の着用品（夏略帽を除く。）に同じ。 (ﾛ) きやはん、けん銃帯又は弾薬帯及び白色の手袋（儀式の場合に限る。）。必要に応じ、鉄帽又は鉄帽用中帽（この場合、正帽又は夏略帽を着用しない。）を着用する。
乙武装		(ｲ) 作業服装の着用品（冬略帽及び作業帽を除く。）に同じ。 (ﾛ) きやはん、けん銃帯又は弾薬帯及び鉄帽又は鉄帽用中帽
通常演奏服装	冬（夏）服	(ｲ) 表(2)に定める冬（夏）服上衣、冬（夏）服ズボン、正帽、ワイシャツ、ネクタイ（冬服上衣を着用する場合は黒色とし、夏服上衣を着用する場合は乳白色とする。）、短靴、飾緒、階級章、冬（夏）服バンド、冬（夏）服ベルト及び打楽器用手袋（打楽器で演奏する隊員に限る。以下この表において同じ。） (ﾛ) 白色の手袋（幹部自衛官及び准陸尉並びに指揮者に限る。）
演奏略服装	冬（夏）服	(ｲ) 常装冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）の着用品（短靴（か）を除く。）に表(2)に定める短靴（か）、飾緒（冬服、第１種夏服に限る。）、冬（夏）服ベルト及び打楽器用手袋を加えたもの (ﾛ) 白色の手袋（幹部自衛官及び准陸尉並びに指揮者に限る。）

別表第４（第14条の２関係）

女子である海上自衛官の服装の着用品

（注：この表において「表」とは、施行規則別表第３をいう。）

服装の種類	区分	着用品
		表(1)イに定める女性冬服上衣、女性冬服スカート又は女性冬服ズボン、女性正（略）帽、女性第１種（第２種）ワイシャ

常　　装	冬　　服	ツ、ネクタイ、女性第１種（第２種、第３種（女性冬服ズボンを着用する場合に限る。））短靴（黒色に限る。）、冬服バンド（冬服ズボンを着用する場合に限る。）及び甲階級章
	第　１　種　夏　服	表(1)イに定める女性第１種夏服上衣、女性第１種夏服スカート又は女性第１種夏服ズボン、女性正（略）帽、女性第１種（第２種）ワイシャツ、ネクタイ、女性第１種（第２種、第３種（女性第１種夏服ズボンを着用する場合に限る。））短靴及び丙階級章
	第　２　種　夏　服	表(1)イに定める女性第２種夏服上衣、女性第２種夏服スカート又は女性第２種夏服ズボン、ネクタイ、女性正（略）帽、女性第１種（第２種、第３種（女性第２種夏服ズボンを着用する場合に限る。））短靴（黒色に限る。）、第２種夏服バンド（女性第２種夏服ズボンを着用する場合に限る。）及び乙階級章
	第　３　種　夏　服	表(1)イに定める女性第３種夏服上衣、女性第１種夏服スカート又は女性第１種夏服ズボン、女性正（略）帽、女性第１種（第２種、第３種（女性第１種夏服ズボンを着用する場合に限る。））短靴及び丙階級章
第１種礼装	冬　（夏）　服	(ｲ) 常装冬服（第１種夏服）の着用品（女性略帽を除く。）に同じ。ただし、第１種夏服を着用する場合には、女性第１種（第２種）短靴は白色とする。 (ﾛ) 白色の手袋
第２種礼装	冬　（夏）　服	(ｲ) 表(1)ロに定める女性礼服冬（夏）上衣、女性礼服スカート、腹飾帯、女性ワイシャツ及び女性ネクタイ並びに表(1)イに定める女性正帽、女性第２種短靴（黒色に限る。）及び甲階級章 (ﾛ) 白色の手袋
通常礼装	冬　（夏）　服	(ｲ) 常装冬服（第１種夏服、第２種夏服）の着用品（女性略帽を除く）に同じ。 (ﾛ) 白色の手袋
作業服装		表(1)イに定める女性第１種（第２種）作業服上衣、女性作業服ズボン、作業帽又は女性略帽、編上靴、女性第１種（第２種、第３種）短靴（黒色に限る。）又は作業靴及び乙階級章
甲武装	冬　（夏）　服	(ｲ) 常装冬服（第１種夏服、第２種夏服）の着用品（女性冬服スカート、女性第１種（第２種）夏服スカート及び女性略帽を除く。）に同じ。 (ﾛ) きやはん、けん銃帯又は弾薬帯及び白色の手袋（儀式の場合に限る。）。必要に応じ、鉄帽（鉄帽用中帽を含む。以下この表において同じ。）又は鉄帽用中帽（この場合、女性正

		帽を着用しない。）を着用する。
乙武装		(ｲ) 作業服装の着用品（女性第２種作業服上衣を除く。）に同じ。 (ﾛ) きやはん、けん銃帯又は弾薬帯。必要に応じ、鉄帽又は鉄帽用中帽（この場合作業帽を着用しない。）を着用する。
通常演奏服装	第１種冬（夏）服	(ｲ) 表(2)に定める女性第１種冬（夏）服上衣、冬（夏）服ズボン、女性第１種正帽又は女性第２種正帽、女性ワイシャツ、女性第１種ネクタイ（女性第１種冬服上衣を着用する場合は黒色とし、女性第１種夏服上衣を着用する場合は乳白色とする。）、女性第１種短靴又は女性第２種短靴、飾緒、階級章、冬（夏）服バンド、冬（夏）服ベルト及び打楽器用手袋（打楽器で演奏する隊員に限る。以下この表において同じ。） (ﾛ) 白色の手袋（幹部自衛官及び准海尉並びに指揮者に限る。）
	第２種冬（夏）服	(ｲ) 表(2)に定める女性第２種冬（夏）服上衣、女性冬（夏）服スカート、女性第２種正帽、腹飾帯、女性ワイシャツ、女性第２種ネクタイ、女性第２種短靴、階級章及び打楽器用手袋 (ﾛ) 白色の手袋（幹部自衛官及び准海尉並びに指揮者に限る。）
演奏略服装	冬（夏）服	(ｲ) 常装冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）の着用品（女性第１種（第２種、第３種）短靴を除く。）に表(2)に定める女性第１種短靴、飾緒（冬服、第１種夏服に限る。）、冬（夏）服ベルト及び打楽器用手袋を加えたもの (ﾛ) 白色の手袋（幹部自衛官及び准海尉並びに指揮者に限る。）

別表第５（第14条の２関係）

男子である航空自衛官の服装の着用品

（注：この表において「表」とは、施行規則別表第４をいう。）

服装の種類	区分	着用品
常装	冬服	表(1)イに定める冬服上衣、冬服ズボン、正（略）帽、第１種（第２種）ワイシャツ、ネクタイ、短靴（か）又は第１種（第２種）編上靴（か）、甲階級章及びバンド
	第１種夏服	表(1)イに定める第１種夏服上衣、夏服ズボン、正（略）帽、第１種（第２種）ワイシャツ、ネクタイ、短靴（か）又は第１種（第２種）編上靴（か）、甲階級章及びバンド

	第２種夏服	表(1)イに定める第２種夏服上衣、夏服ズボン、正（略）帽、ネクタイ、短靴又は第１種（第２種）編上靴、乙階級章及びバンド
	第３種夏服	表(1)イに定める第３種夏服上衣、夏服ズボン、正（略）帽、短靴又は第１種（第２種）編上靴、乙階級章及びバンド
第１種礼装	冬（夏）服	(ｲ) 表(1)イに定める冬服（第１種夏服）上衣、冬（夏）服ズボン、正帽、短靴及びバンド、第１種（第２種）ワイシャツ、ネクタイ及び表(1)ロに定める礼服用階級章 (ﾛ) 白色の手袋
第２種礼装	冬（夏）服	(ｲ) 表(1)ロに定める礼服冬（夏）上衣、礼服冬（夏）ズボン、腹飾帯、ワイシャツ、ちようネクタイ及び礼服用階級章並びに表(1)イの正帽、短靴及びバンド (ﾛ) 白色の手袋
通常礼装	冬服	(ｲ) 常装冬服の着用品（略帽及び第１種（第２種）編上靴を除く。）に同じ。 (ﾛ) 白色の手袋
	第１種（第２種）夏服	(ｲ) 第１種（第２種）夏服の着用品（略帽及び第１種（第２種）編上靴を除く。）に同じ。 (ﾛ) 白色の手袋
作業服装		表(1)イに定める作業服上衣、作業服ズボン、作業帽、第１種（第２種）編上靴又は短靴及び甲階級章。必要に応じ、作業外被を着用する。
甲武装	冬服	(ｲ) 常装冬服の着用品（略帽及び短靴を除く。）に同じ。 (ﾛ) けん銃帯又は弾薬帯及び白色の手袋（儀式の場合に限る。）。必要に応じ、鉄帽（鉄帽用中帽を含む。以下この表において同じ。）又は鉄帽用中帽（この場合、正帽を着用しない。）を着用する。
	第１種（第２種）夏服	(ｲ) 第１種（第２種）夏服の着用品（略帽及び短靴を除く。）に同じ。 (ﾛ) けん銃帯又は弾薬帯及び白色の手袋（儀式の場合に限る。）。必要に応じ、鉄帽（鉄帽用の中帽を含む。以下この表において同じ。）又は鉄帽用中帽（この場合、正帽を着用しない。）を着用する。
乙武装		(ｲ) 作業服装の着用品に同じ。 (ﾛ) けん銃帯又は弾薬帯。必要に応じ、鉄帽又は鉄帽用中帽（この場合、作業帽を着用しない。）を着用する。
		(ｲ) 表(2)に定める冬（夏）服上衣、冬（夏）服ズボン、正帽、ワイシャツ、ネクタイ（冬服上衣を着用する場合は黒色とし、夏服上衣を着用する場合は紺色とする。）、短靴、飾

通常演奏服装	冬（夏）服	緒、階級章、バンド、ベルト、きやはん及び打楽器用手袋（打楽器で演奏する隊員に限る。以下この表において同じ。） (ﾛ) 白色の手袋（幹部自衛官及び准空尉並びに指揮者に限る。）
演奏略服装	冬（夏）服	(ｲ) 常装冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）の着用品に表(2)に定める飾緒（冬服、第１種夏服、第２種夏服に限る。）、ベルト、きやはん及び打楽器用手袋を加えたもの (ﾛ) 白色の手袋（幹部自衛官及び准空尉並びに指揮者に限る。）

別表第６（第14条の２関係）

女子である航空自衛官の服装の着用品

（注：この表において「表」とは、施行規則別表第４をいう。）

服装の種類	区分	着用品
常装	冬服	表(1)イに定める女性冬服上衣、女性冬服スカート又は女性冬服ズボン、女性正帽又は略帽、女性第１種（第２種）ワイシャツ、ネクタイ、第１種（第２種）編上靴（女性冬服ズボン着用の場合に限る。）又は女性第１種（第２種）短靴、甲階級章及びバンド（女性冬服ズボン着用の場合に限る。）
	第１種夏服	表(1)イに定める女性第１種夏服上衣、女性夏服スカート又は女性夏服ズボン、女性正帽又は略帽、女性第１種（第２種）ワイシャツ、ネクタイ、第１種（第２種）編上靴（女性夏服ズボン着用の場合に限る。）又は女性第１種（第２種）短靴、甲階級章及びバンド（女性夏服ズボン着用の場合に限る。）
	第２種夏服	表(1)イに定める女性第２種夏服上衣、女性夏服スカート又は女性夏服ズボン、女性正帽又は略帽、ネクタイ、第１種（第２種）編上靴（女性夏服ズボン着用の場合に限る。）又は女性第１種（第２種）短靴、乙階級章及びバンド（女性夏服ズボン着用の場合に限る。）
	第３種夏服	表(1)イに定める女性第３種夏服上衣、女性夏服スカート又は女性夏服ズボン、女性正帽又は略帽、第１種（第２種）編上靴（女性夏服ズボン着用の場合に限る。）又は女性第１種（第２種）短靴、乙階級章及びバンド（女性夏服ズボン着用の場合に限る。）
第１種礼装	冬（夏）服	(ｲ) 表(1)イに定める女性冬服（第１種夏服）上衣、女性冬（夏）服スカート又は女性冬（夏）服ズボン、女性正帽、女性第１種（第２種）ワイシャツ、ネクタイ及び女性第１種

		（第２種）短靴並びに表(1)ロに定める礼服用階級章 (ﾛ) 白色の手袋
第２種礼装	冬（夏）服	(ｲ) 表(1)ロに定める女性礼服冬（夏）上衣、女性礼服スカート、腹飾帯、女性ワイシャツ、女性ネクタイ及び礼服用階級章並びに表(1)イに定める女性正帽及び女性第２種短靴 (ﾛ) 白色の手袋
通常礼装	冬（夏）服	(ｲ) 常装冬服（第１種夏服、第２種夏服）の着用品（略帽及び第１種（第２種）編上靴を除く。）に同じ。 (ﾛ) 白色の手袋
作業服装		表(1)イに定める女性作業服上衣、女性作業服ズボン、作業帽、第１種（第２種）編上靴又は女性第１種（第２種）短靴及び甲階級章。必要に応じ、作業外被を着用する。
甲武装	冬（夏）服	(ｲ) 常装冬服（第１種夏服、第２種夏服）の着用品（女性冬（夏）服スカート、略帽及び女性第１種（第２種）短靴を除く。）に同じ。 (ﾛ) けん銃帯又は弾薬帯及び白色の手袋（儀式の場合に限る。）。必要に応じ、鉄帽（鉄帽用中帽を含む。以下この表において同じ。）又は鉄帽用中帽（この場合、女性正帽を着用しない。）を着用する。
乙武装		(ｲ) 作業服装の着用品（女性第１種（第２種）短靴を除く。）に同じ。 (ﾛ) けん銃帯又は弾薬帯。必要に応じ、鉄帽又は鉄帽用中帽（この場合、作業帽を着用しない。）を着用する。
通常演奏服装	第１種冬（夏）服	(ｲ) 表(2)に定める女性第１種冬（夏）服上衣、冬（夏）服ズボン、女性第１種正帽又は女性第２種正帽（女性第１種冬服上衣を着用する場合は紺青色とし、女性第１種夏服上衣を着用する場合は白色とする。）、女性ワイシャツ、女性第１種ネクタイ（女性第１種冬服上衣を着用する場合は黒色とし、女性第１種夏服上衣を着用する場合は紺色とする。）、女性第１種短靴又は女性第２種短靴、飾緒、階級章、バンド、ベルト、きやはん及び打楽器用手袋（打楽器で演奏する隊員に限る。以下この表において同じ。） (ﾛ) 白色の手袋（幹部自衛官及び准空尉並びに指揮者に限る。）
	第２種冬（夏）服	(ｲ) 表(2)に定める女性第２種冬（夏）服上衣、女性冬（夏）服スカート、女性第２種正帽（女性第２種冬服上衣を着用する場合は紺青色とし、女性第２種夏服上衣を着用する場合は白色とする。）、腹飾帯、女性ワイシャツ、女性第２種ネク

		タイ、女性第２種短靴、階級章及び打楽器用手袋 (ﾛ) 白色の手袋（幹部自衛官及び准空尉並びに指揮者に限る。）
演奏略服装	冬（夏）服	(ｲ) 常装冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）の着用品に表(2)に定める飾緒（冬服、第１種夏服、第２種夏服に限る。）、ベルト、きやはん（ズボン着用時に限る。）及び打楽器用手袋を加えたもの (ﾛ) 白色の手袋（幹部自衛官及び准空尉並びに指揮者に限る。）

別表第７（第17条関係）

陸上自衛官のき章等の着用区分

（注：この表において「表」とは、施行規則別表第２をいう。）

き章等		着用区分
防衛功労章		表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服）上衣及び女性冬服（第１種夏服、第２種夏服）上衣並びに表(1)ロに定める第１種礼服冬（夏）上衣、第２種礼服冬（夏）上衣、女性第１種礼服冬（夏）上衣及び女性第２種礼服冬（夏）上衣
精勤章 職種き章		表(1)イに定める冬服（第１種夏服）上衣及び女性冬服（第１種夏服）上衣
帽章	表（１）イに定めるもの	表(1)イに定める正（略）帽及び女性正（略）帽
	表（１）ロに定めるもの	表(1)ロに定める（夏）礼帽及び女性礼帽
	表（２）イに定めるもの	表(2)イに定める冬（夏）正帽
	表（２）ロに定めるもの	表(2)ロに定める第１種冬（夏）正帽、第２種冬（夏）正帽、女性第１種冬（夏）正帽、女性第２種冬（夏）正帽及び女性第３種冬（夏）正帽
階級章	甲	表(1)イに定める冬服（第１種夏服）上衣、女性冬服（第１種夏服）上衣、作業服上衣、作業外被、外とう、女性外とう及び雨衣（３等陸曹以上の自衛官に限る。）
	乙	表(1)イに定める第２種（第３種）夏服上衣及び女性第２種（第３種）夏服上衣
	礼服用階級章	表(1)ロに定める第１種礼服冬（夏）上衣、第２種礼服冬（夏）上衣、女性第１種礼服冬（夏）上衣及び女性第２種礼服冬（夏）上衣並びに表(1)イに定める冬服（第１種夏服）上衣（第１種礼装乙をする場合に限る。）及び女性冬服（第１種夏服）上衣（第１種礼装乙をする場合に限る。）
	表（２）イに定めるもの	表(2)イに定める冬（夏）服上衣

	表（２）ロに定めるもの	表(2)ロに定める第１種冬（夏）服上衣、第２種冬（夏）服上衣、女性第１種冬（夏）服上衣、女性第２種冬（夏）服上衣、女性第３種冬（夏）服上衣、第３種夏服上衣、女性第４種夏服上衣、外とう及び女性外とう
幹部候補者き章 陸曹候補者き章		表(1)イに定める階級章の場合に同じ。（陸曹候補者の着用する雨衣を含む。）
飾緒	礼服用飾緒（陸将及び陸将補に限る。）	表(1)イに定める冬服（第１種夏服）上衣（第１種礼装乙をする場合に限る。）及び女性冬服（第１種夏服）上衣（第１種礼装乙をする場合に限る。）並びに表(1)ロに定める第１種礼服冬（夏）上衣及び第２種礼服冬（夏）上衣
	表（２）イに定めるもの	表(2)イに定める冬（夏）上衣
	第１種飾緒	表(1)イに定める冬服（第１種夏服）上衣及び女性冬服（第１種夏服）上衣
	第２種飾緒	表(2)ロに定める第２種冬（夏）服上衣、女性第３種冬（夏）服上衣、外とう及び女性外とう
	防衛駐在官たる自衛官の飾緒	表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服）上衣、表(1)ロに定める第１種礼服冬（夏）上衣及び第２種礼服冬（夏）上衣
	副官の飾緒	防衛駐在官たる自衛官の飾緒の場合に同じ。
統合幕僚長章		表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣、作業服上衣及び作業外被、表(1)ロに定める第１種礼服冬（夏）上衣及び第２種礼服冬（夏）上衣並びに第14条の特殊服装
統合幕僚長章の略章		表(1)イに定める第２種（第３種）夏服上衣、作業服上衣及び作業外被
統合幕僚監部職員章		表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣、女性冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣、作業服上衣及び作業外被、表(1)ロに定める第１種礼服冬（夏）上衣、第２種礼服冬（夏）上衣、女性第１種礼服冬（夏）上衣及び女性第２種礼服冬（夏）上衣並びに第14条の特殊服装
部隊章		表(1)イに定める冬服（第１種夏服）上衣、女性冬服（第１種夏服）上衣、外とう及び女性外とう並びに表(2)イに定める冬（夏）服上衣
募集広報き章		表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣及び女性冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣並びに第14条の特殊服装
営内班長き章 服務指導准尉き章		表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣、女性冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種

	夏服）上衣及び作業服上衣
航空き章 航空管制き章	表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣、女性冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣、作業服上衣及び第14条の特殊服装
レンジャーき章 空挺き章 特殊作戦き章 冬季遊撃き章 自由降下き章	表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣、作業服上衣及び第14条の特殊服装
不発弾処理き章 体力き章 射撃き章 格闘き章 スキーき章	表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣、女性冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣、作業服上衣

別表第８（第17条関係）

海上自衛官のき章等の着用区分

（注：この表において「表」とは、施行規則別表第３をいう。）

き章等		着用区分
防衛功労章		表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服）上衣及び女性冬服（第１種夏服、第２種夏服）上衣並びに表(1)ロに定める礼服冬（夏）上衣及び女性礼服冬（夏）上衣
精勤章		表(1)イに定める冬服（第１種夏服）上衣及び女性冬服（第１種夏服）上衣
帽章	表（１）イに定めるもの	表(1)イに定める正（略）帽及び女性正（略）帽
	表（２）に定めるもの	表(2)に定める正帽及び女性第１種（第２種）正帽
階級章	甲	表(1)イに定める冬服上衣、女性冬服上衣、第１種外とう（海曹長、１等海曹、２等海曹又は３等海曹である自衛官及び航空学生である自衛官に限る。）、第２種外とう（航空学生である自衛官以外の海士長以下の自衛官に限る。）、女性第１種（第２種）外とう（海曹長以下の自衛官に限る。）、雨衣（海曹長以下の自衛官に限る。）及び女性雨衣（海曹長以下の自衛官に限る。）並びに表(1)ロに定める礼服冬上衣及び女性礼服冬（夏）上衣
	乙	表(1)イに定める第２種夏服上衣、女性第２種夏服上衣、第１種（第２種）作業服上衣、女性第１種（第２種）作業服上衣、第１種外とう（幹部自衛官及び准海尉に限る。）、女性第１種外とう（幹部自衛官及び准海尉に限る。）、雨衣（幹部自衛官及び准海尉に限る。）及び女性雨

			衣（幹部自衛官及び准海尉に限る。）
	丙		表(1)イに定める第１種（第３種）夏服上衣、女性第１種（第３種）夏服上衣、第２種外とう（幹部自衛官及び准海尉に限る。）及び女性第２種外とう（幹部自衛官及び准海尉に限る。）並びに表(1)ロに定める礼服夏上衣
	表（２）に定めるもの		表(2)に定める冬（夏）服上衣、女性第１種冬（夏）服上衣、女性第２種冬（夏）服上衣、外とう及び女性外とう
幹部候補者き章	海曹長	甲	表(1)イに定める冬服上衣及び女性冬服上衣
		乙	表(1)イに定める第２種夏服上衣、女性第２種夏服上衣、第１種（第２種）作業服上衣、女性第１種（第２種）作業服上衣、第１種外とう、女性第１種外とう、雨衣及び女性雨衣
		丙	表(1)イに定める第１種（第３種）夏服上衣、女性第１種（第３種）夏服上衣及び女性第２種外とう
	１等海曹から３等海曹まで		表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣、女性冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣、第１種外とう、女性第１種（第２種）外とう、雨衣及び女性雨衣
航空学生き章			表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣、女性冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣、第１種（第２種）作業服上衣、女性第１種（第２種）作業服上衣、第１種外とう及び女性第１種（第２種）外とう
海曹候補者き章	甲		表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣、女性冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣、第１種外とう、女性第１種（第２種）外とう、雨衣及び女性雨衣
	乙		表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣、女性冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣、第２種外とう及び女性第１種（第２種）外とう
飾緒	表（２）に定めるもの		表(1)イに定める冬服（第１種夏服）上衣及び女性冬服（第１種夏服）上衣並びに表(2)に定める冬（夏）服上衣、女性第１種冬（夏）服上衣、外とう及び女性外とう
	防衛駐在官たる自衛官の飾緒		表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服）上衣及び表(1)ロに定める礼服冬（夏）上衣
	副官の飾緒		防衛駐在官たる自衛官の飾緒の場合に同じ。
統合幕僚長章			表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣及び第１種（第２種）作業服上衣、表(1)ロに

	定める礼服冬（夏）上衣並びに第14条の特殊服装
統合幕僚長章の略章	表(1)イに定める第２種（第３種）夏服上衣及び第１種（第２種）作業服上衣
統合幕僚監部職員章	表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣、女性冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣、第１種（第２種）作業服上衣及び女性第１種（第２種）作業服上衣、表(1)ロに定める礼服冬（夏）上衣及び女性礼服冬（夏）上衣並びに第14条の特殊服装
募集広報き章	表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣、女性冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣及び第14条の特殊服装
航空き章 航空管制き章 水上艦艇き章 潜水員き章 航空医官き章 潜水医官き章 体力き章	表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣及び女性冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣
潜水艦き章	表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣
特別警備き章	表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣及び第14条の特殊服装

別表第９（第17条関係）

航空自衛官のき章等の着用区分

（注：この表において「表」とは、施行規則別表第４をいう。）

き章等		着用区分
防衛功労章		表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服）上衣及び女性冬服（第１種夏服、第２種夏服）上衣並びに表(1)ロに定める礼服冬（夏）上衣及び女性礼服冬（夏）上衣
精勤章		表(1)イに定める冬服（第１種夏服）上衣及び女性冬服（第１種夏服、第２種夏服）上衣
帽章	表（１）イに定めるもの	表(1)イに定める正帽及び女性第１種（第２種）正帽、女性正帽及び略帽
	表（２）に定めるもの	表(2)に定める正帽及び女性第１種（第２種）正帽
	甲	表(1)イに定める冬服（第１種夏服）上衣、女性冬服（第１種夏服）上衣、作業服上衣、女性作業服上衣、作業外被、略帽（空将補以上の自衛官に限る。）、外とう、女性外とう、雨衣（３等空曹以上の自衛官に限る。）及び女性

階級章		雨衣（３等空曹以上の自衛官に限る。）
	乙	表(1)イに定める第２種夏服上衣、第３種夏服上衣、女性第２種夏服上衣及び女性第３種夏服上衣
	礼服用階級章	表(1)ロに定める礼服冬（夏）上衣及び女性礼服冬（夏）上衣並びに表(1)イに定める冬服（第１種夏服）上衣（第１種礼装をする場合に限る。）及び女性冬服（第１種夏服）上衣（第１種礼装をする場合に限る。）
	表（２）に定めるもの	表(2)に定める冬（夏）服上衣、女性第１種冬（夏）服上衣、女性第２種冬（夏）服上衣、外とう及び女性外とう
幹部候補者き章 空曹候補者き章		表(1)イに定める階級章の場合に同じ。
飾緒	表（２）に定めるもの	表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服）上衣及び女性冬服（第１種夏服、第２種夏服）上衣並びに表(2)に定める冬（夏）服上衣、女性第１種冬（夏）服上衣、外とう及び女性外とう
	防衛駐在官たる自衛官の飾緒	表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服）上衣及び表(1)ロに定める礼服冬（夏）上衣
	副官の飾緒	防衛駐在官たる自衛官の飾緒の場合に同じ。
統合幕僚長章		表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣及び作業服上衣及び作業外被並びに表(1)ロに定める礼服冬（夏）上衣並びに第14条の特殊服装
統合幕僚長章の略章		表(1)イに定める第２種（第３種）夏服上衣、作業服上衣及び作業外被
統合幕僚監部職員章		表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣、女性冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣、作業服上衣及び女性作業服上衣及び作業外被並びに表(1)ロに定める礼服冬（夏）上衣及び女性礼服冬（夏）上衣並びに第14条の特殊服装
部隊章		表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣及び女性冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣
募集広報き章		表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣及び女性冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣並びに第14条の特殊服装
航空学生き章		表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣、女性冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣、外とう及び女性外とう
内務班長き章		表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣、女性冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種

	夏服）上衣、作業服上衣及び女性作業服上衣並びに第14条の特殊服装
レンジャーき章 空挺き章	表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣及び作業服上衣並びに第14条の特殊服装
航空き章 航空管制き章 不発弾処理き章 兵器管制き章 高射管制き章 航空医官き章 体力き章	表(1)イに定める冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣、女性冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣、作業服上衣及び女性作業服上衣並びに第14条の特殊服装

附図第１（第17条関係）

陸上自衛官のき章等着用要領

１　防衛功労章の着用要領

（１）冬服（第１種夏服、第２種夏服）上衣及び第１種礼服冬（夏）上衣

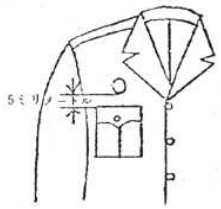

（２）第２種礼服冬（夏）上衣

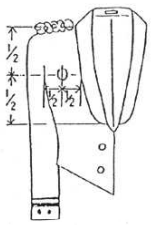

備考　１　営内班長き章又は服務指導准尉き章の着用者にあつては、図中「５ミリメートル」とあるのを「23ミリメートル」と読み替えて着用するものとする。

２　女性自衛官の防衛功労章は、図に示す位置に準じてつける。ただし、女性冬服（第１種夏服）上衣に着用するときは、左胸ポケットを基準とした図に示す位置に準じて、右胸につけるものとする。

３　防衛功労章を複数授与されている者にあつては、最上級のものを１個着用するものとする。

２　精勤章の着用要領

（１）陸曹長から３等陸曹までの自衛官

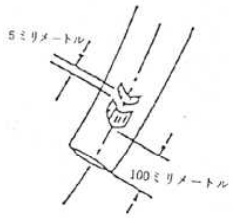

左腕に縫いつける。

（２）陸士長以下の自衛官

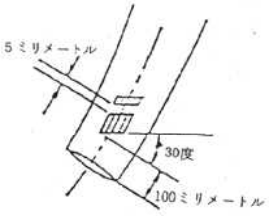

左腕に縫いつける。

3　帽章の着用要領

（1）正帽

正帽の正面襠（まち）の中央につける。

（2）女性正帽

女性正帽の中央正面につける。

（3）略帽

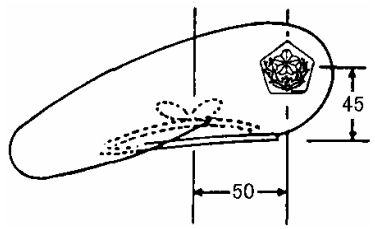

4　階級章の着用要領

（1）甲階級章

ア　陸将及び陸将補である自衛官の冬服上衣、第１種夏服上衣、外とう及び雨衣

統合幕僚長及び陸上幕僚長である陸将

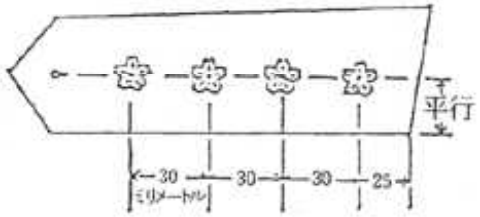

陸　　将

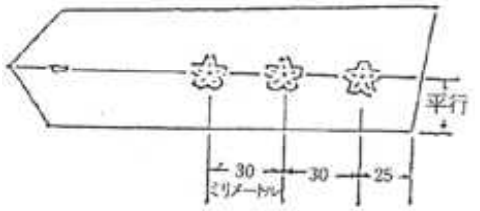

陸　将　補

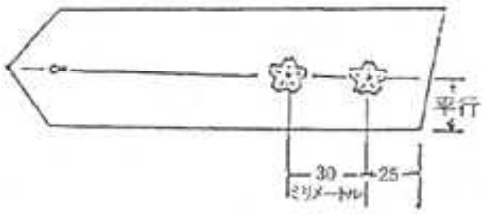

イ　１等陸佐及び２等陸佐である自衛官の冬服上衣、第１種夏服上衣、外とう及び雨衣

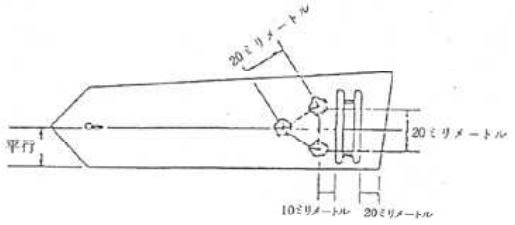

２等陸佐は、襟側の桜星１を欠いたものとする。

ウ　３等陸佐である自衛官の冬服上衣、第１種夏服上衣、外とう及び雨衣

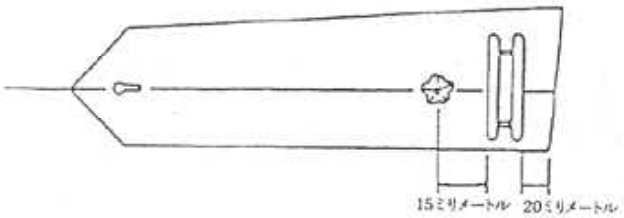

エ　１等陸尉及び２等陸尉である自衛官の冬服上衣、第１種夏服上衣、外とう及び雨衣

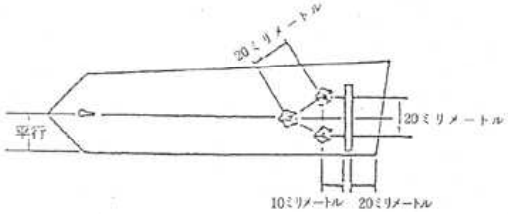

２等陸尉は、襟側の桜星１を欠いたものとする。

オ　３等陸尉である自衛官の冬服上衣、第１種夏服上衣、外とう及び雨衣

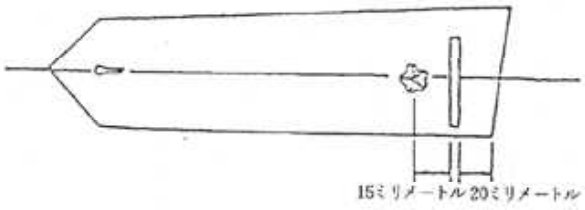

カ　准陸尉である自衛官の冬服上衣、第１種夏服上衣、外とう及び雨衣

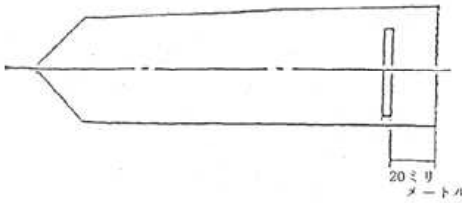

キ　陸曹長から３等陸曹までの自衛官の冬服上衣、第１種夏服上衣

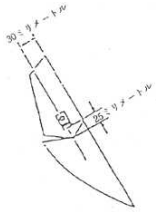

ク　陸曹長から３等陸曹までの自衛官の外とう及び雨衣

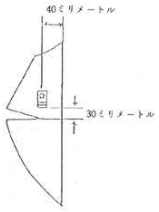

ケ　陸将及び陸将補である自衛官の作業服上衣及び作業外被

統合幕僚長及び陸上幕僚長である陸将

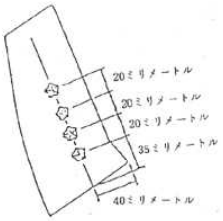

陸　　将

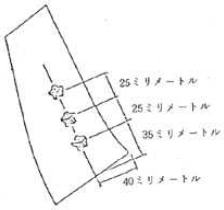

陸　　将　　補

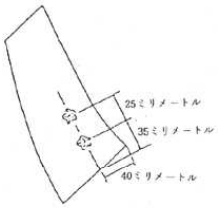

コ　１等陸佐から准陸尉までの自衛官の作業服上衣及び作業外被

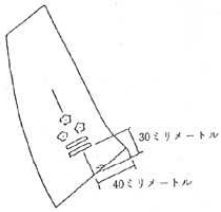

サ　陸曹長から３頭陸曹までの自衛官の作業服上衣及び作業外被

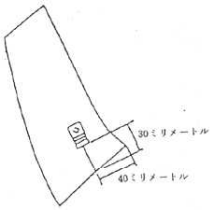

シ　陸士長以下の自衛官の冬服上衣、第１種夏服上衣、作業服上衣、作業外被及び外とう

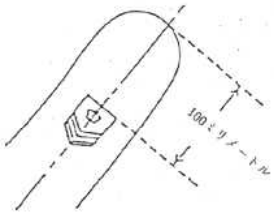

左腕に縫いつける。

（２）乙階級章

第２種夏服上衣及び第３種夏服上衣

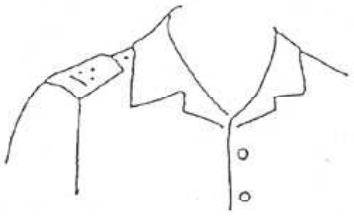

両肩につけるものとし、乙階級章の外縁
が肩の縫い目に接するようにつける。

（３）礼服用階級章

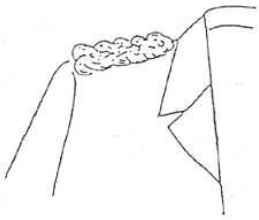

両肩につける。

（４）特別儀じよう服装の冬服上衣及び夏服上衣

ア　幹部自衛官及び准陸尉

それぞれの階級に応じ、冬服上衣の場合の着用要領と同じとする。

イ　陸曹長から３等陸曹までの自衛官

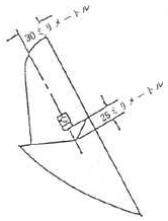

ウ　陸士長以下の自衛官

（１）シの着用要領と同じとする。

（５）特別儀じよう演奏服装の第２種冬（夏）服上衣及び女性第３種冬（夏）服上衣

ア　幹部自衛官及び准海尉

それぞれの階級に応じ、冬服上衣の場合の着用要領と同じとする。

イ　陸曹長から３等陸曹までの自衛官

（４）イの着用要領と同じとする。

ウ　陸士長以下の自衛官

（１）シの着用要領と同じとする。

（６）通常演奏服装の第１種冬（夏）服上衣、女性第２種冬（夏）服上衣、第３種夏服上衣及び表（２）ロに定める外とう

ア　幹部自衛官及び准陸尉の第１種冬（夏）服上衣及び表（２）ロに定める外とう

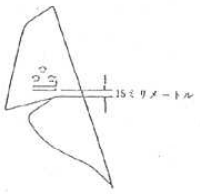

イ　陸曹長から３等陸曹までの自衛官の第１種冬（夏）服上衣及び表（２）ロに定める外とう

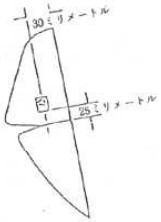

短ざく形の金属板が着用したときに水平になるようにつける。

ウ　陸士長以下の自衛官の第１種冬（夏）服上衣、夏服上衣及び表（２）ロに定める外とう（１）シの着用要領と同じとする。

備考　１　幹部自衛官及び准陸尉の階級章は両肩又は両襟につける。

２　陸曹長から３等陸曹までの自衛官の階級章は両襟につける。

３　陸士長以下の自衛官の階級章は左腕に縫いつける。

４　女性自衛官の階級章は、図に示す位置に準じてつける。

エ　幹部自衛官及び准陸尉の女性第２種冬（夏）服上衣

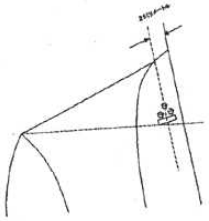

オ　陸曹長から３等陸曹までの自衛官の女性第２種冬（夏）服上衣

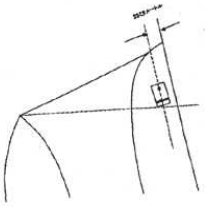

カ　陸士長以下の自衛官の女性第２種冬（夏）服上衣

（１）シの着用要領と同じとする。

キ　幹部自衛官及び准陸尉の第３種夏服上衣

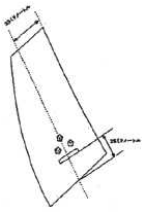

ク　陸曹長から３等陸曹までの自衛官の第３種夏服上衣

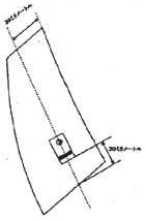

ケ　陸士長以下の自衛官の第３種夏服上衣

（１）シの着用要領と同じとする。

５　幹部候補者き章の着用要領

（１）冬服上衣、第１種夏服上衣、作業服上衣、作業外被、外とう及び雨衣

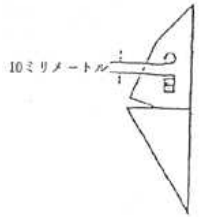

（２）第２種夏服上衣及び第３種夏服上衣

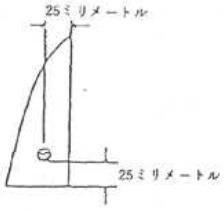

備考１　いずれも両襟につける。

２　女性自衛官の幹部候補者き章は、図に示す位置に準じてつける。

６　陸曹候補者き章の着用要領

（１）陸上自衛隊生徒、一般陸曹候補生及び陸上自衛隊看護学生である自衛官

ア　冬服上衣、第１種夏服上衣及び雨衣

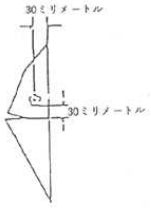

イ　第２種夏服上衣及び第３種夏服上衣

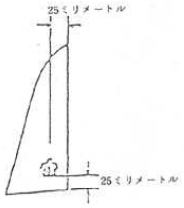

ウ　作業服上衣及び作業外被

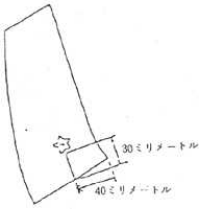

エ　外とう

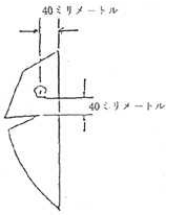

備考　１　いずれも両襟につける。

２　女性自衛官の陸曹候補者き章は、図に示す位置に準じてつける。

（２）その他の自衛官

ア　冬服上衣、第１種夏服上衣、作業服上衣、作業外被及び外とう

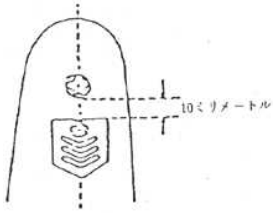

イ　第２種夏服上衣及び第３種夏服上衣

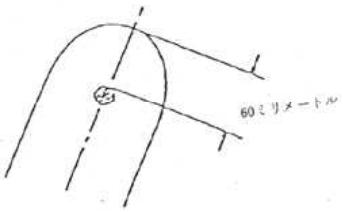

備考　１　いずれも左腕に縫いつける。

２　女性自衛官の陸曹候補者き章は、図に示す位置に準じてつける。

７　飾緒の着用要領

（１）礼服用飾緒、防衛駐在官飾緒及び副官用飾緒

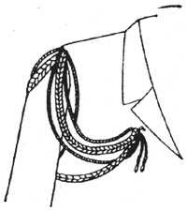

（２）儀じよう隊員用飾緒

（３）音楽隊員用飾緒

ア　第１種飾緒

イ　第２種飾緒

8　統合幕僚長章、統合幕僚長章の略章及び統合幕僚監部職員章の着用要領

（1）統合幕僚長章

ア　冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣、作業服上衣、作業外被及び第１種礼服冬（夏）上衣

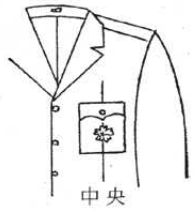

イ　第２種礼服冬（夏）上衣

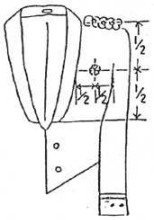

（2）統合幕僚長章の略章

統合幕僚長章の着用要領と同じとする。

（3）統合幕僚監部職員章

ア　冬服（第１種夏服、第２種夏服、第３種夏服）上衣、作業服上衣、作業外被及び第１種礼服冬（夏）上衣

（1）アの着用要領と同じとする。

イ　第２種礼服冬（夏）上衣

（1）イの着用要領と同じとする。

備考１　射撃き章、不発弾処理き章及び特殊作戦き章の着用者にあつては、これらのき章の下位５ミリメートルに着用するものとする。

２　女性自衛官の統合幕僚監部職員章は、図に示す位置に準じてつける。

9　部隊章の着用要領

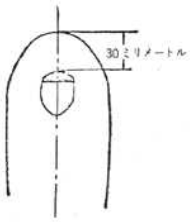

右腕に縫いつける。

10　営内班長き章及び服務指導准尉き章の着用要領

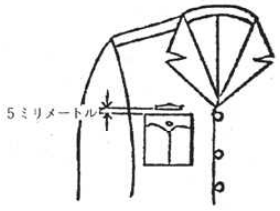

備考　女性冬服（第１種夏服）上衣に着用するときは、左胸ポケットを基準とした図に示す位置に準じて、右胸につけるものとする。

11　航空き章、航空管制き章、レンジャーき章、空挺き章、冬季遊撃き章、自由降下き章、体力き章、格闘き章又はスキーき章の着用要領

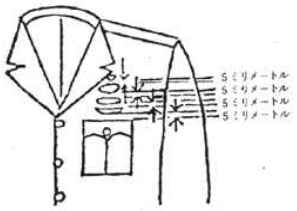

備考　１つのき章を着用するときは、図の着用位置のうち、最下部に着用するものとし、２つ以上のき章を着用するときは、図の着用位置のうち、最下部から航空き章・航空管制き章、レンジャーき章、空挺き章、冬季遊撃き章、体力き章、格闘き章、スキーき章又は自由降下き章の順に、順次着用するものとする。ただし、５種類以上着用するときは、各き章の間隔をとらないものとする。

12　射撃き章、不発弾処理き章及び特殊作戦き章の着用要領

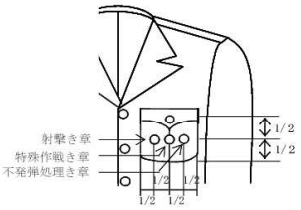

備考　１つのき章を着用するときは、図の着用位置のうち、中央に着用するものとし、２つのき章を着用するときは、図の着用位置のうち、内側から射撃き章、特殊作戦き章、不発弾処理き章の順に、両端に着用するものとする。

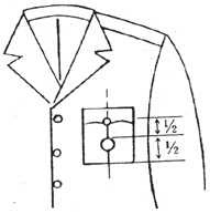

13　職種き章の着用要領

（１）冬服（第１種夏服）上衣

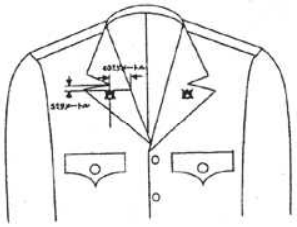

（２）女性冬服（第１種夏服）上衣

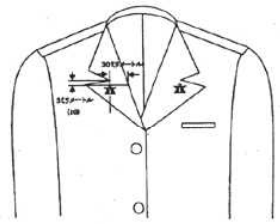

（　）は、女性第１種夏服着用時

14　募集広報き章の着用要領

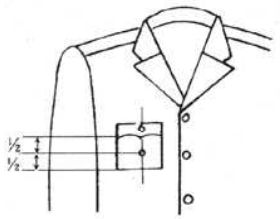

備考　女性冬服（第１種夏服）上衣に着用するときは、左胸ポケットを基準とした図に示す位置に準じて、右胸につけるものとする。

附図第２（第17条関係）

海上自衛官のき章等の着用要領

１　防衛功労章の着用要領

（１）３等海曹以上の自衛官の冬服上衣

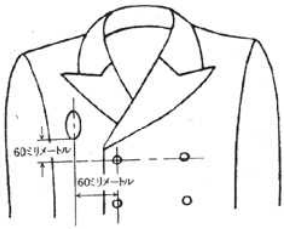

（２）海士長以下の自衛官の冬服上衣及び第１種夏服上衣

（３）航空学生である自衛官の冬服上衣及び第１種夏服上衣

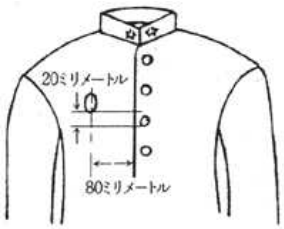

（４） ３等海曹以上の自衛官の第１種夏服上衣

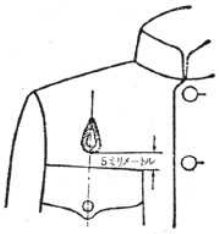

（５）第２種夏服上衣及び女性第２種夏服上衣

（６）女性冬服上衣

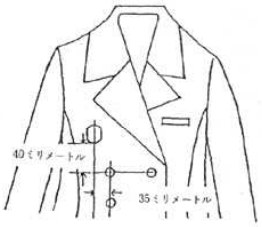

（７）女性第１種夏服上衣

（８）礼服冬（夏）上衣及び女性礼服冬（夏）上衣

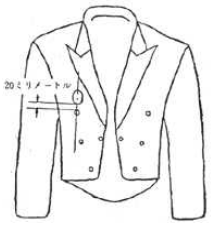

備考　防衛功労章を複数授与されている者にあつては、最上級のものを１個着用するものとする。

２　精勤章の着用要領

（１）海曹長から３等海曹までの自衛官

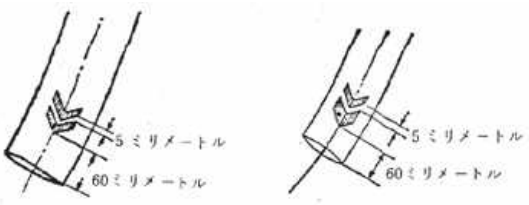

左腕に縫いつける。

（２）海士長以下の自衛官

ア　冬服上衣

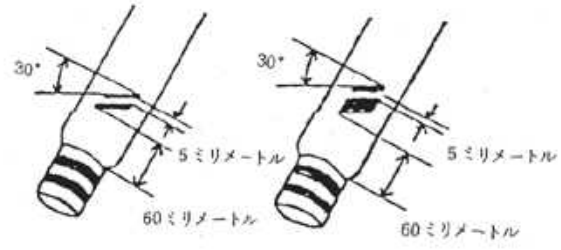

左腕に縫いつける。

イ　第１種夏服上衣及び女性冬服（第１種夏服）上衣

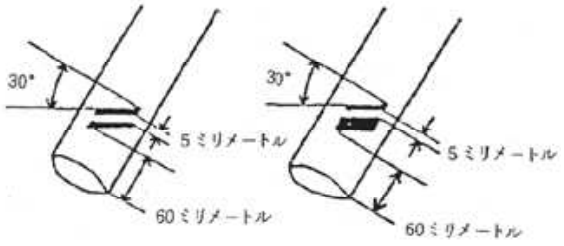

左腕に縫いつける。

３　帽章の着用要領

（１）正帽

ア　３等海曹以上の自衛官

正帽の正面中央に帽章の下縁があごひもの上縁に接するようにつける。

イ　海士長以下の自衛官

（前　面）　　（後　面）

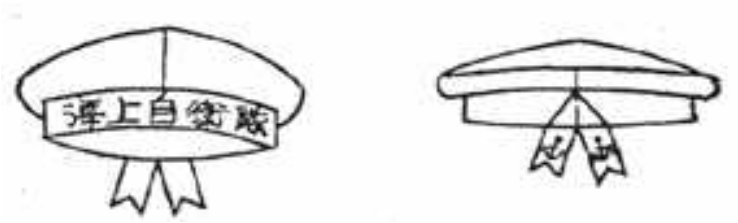

帽章の両端に描いたいかりの上縁が正帽の下縁
と正しく一線になるように取りつける。

（２）女性正帽

女性である陸上自衛官の着用要領と同じとする。

（３）略帽

冬略帽及び夏略帽の正面中央に縫いつける。

（４）女性略帽

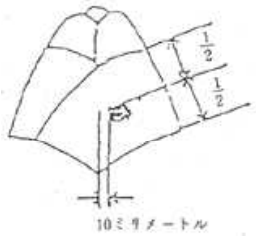

４　甲階級章の着用要領

（１）海将補以上の幹部自衛官

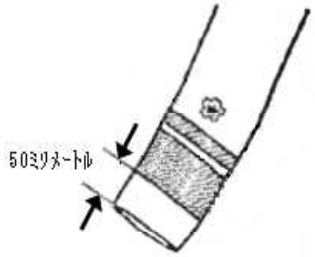

（２）１等海佐以下の幹部自衛官及び准海尉

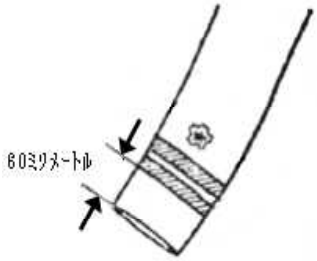

（３）海曹長から３等海曹までの自衛官

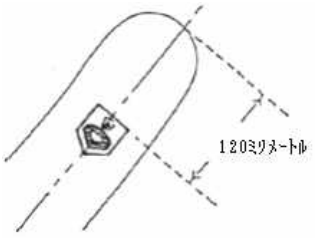

左腕に縫いつける。

（４）海士長以下の自衛官

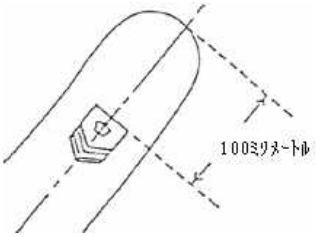

左腕に縫いつける。

５　乙階級章の着用要領

附図第１陸上自衛官のき章等の着用要領４（２）の着用要領と同じとする。

６　丙階級章及び表（２）に定める階級章の着用要領

（１）幹部自衛官及び准海尉

両肩につけるものとし、階級章の外縁が肩の縫目から外に出ないように取りつける。

（２）海曹長から３等海曹までの自衛官

ア　第１種夏服上衣及び女性第１種夏服上衣

４（３）の着用要領と同じとする。

イ　第３種夏服上衣及び女性第３種夏服上衣

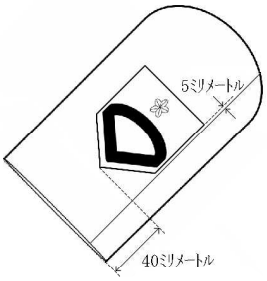

左腕の折り線に沿って縫い付ける。

（３）海士長以下の自衛官

ア　第１種夏服上衣及び女性第１種夏服上衣

４（４）の着用要領と同じとする。

イ　第３種夏服上衣及び女性第３種夏服上衣

（２）イの着用要領と同じとする。

７　幹部候補者き章の着用要領

（１）海曹長

ア　冬服上衣及び女性冬服上衣

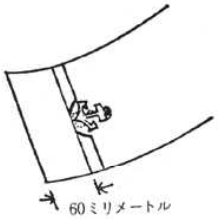

両そでにつけるものとし、いかりは、手を垂れた場合に正しく側方に向くように縫いつける。

イ　第１種夏服（第３種夏服）上衣、女性第１種夏服（第３種夏服）上衣及び女性第２種外とう

両肩につけるものとし、幹部候補者き章の外縁が肩の縫目から出ないように取りつける。

ウ　第２種夏服上衣、女性第２種夏服上衣、第１種（第２種）作業服上衣、女性第１種（第２種）作業服上衣、第１種外とう、女性第１種外とう、雨衣及び女性雨衣

５の着用要領と同じとする。

（２）１等海曹から３等海曹までの自衛官

ア　冬服（第３種夏服）上衣、女性冬服（第１種夏服、第３種夏服）上衣、第１種外とう、女性第１種（第２種）外とう、雨衣及び女性雨衣

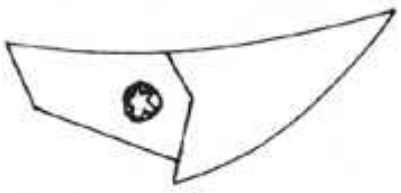

両襟の前端おおむね中央につける。

イ　第１種夏服上衣

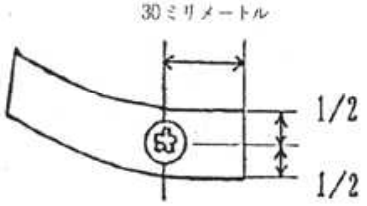

両襟につける。

ウ　第２種夏服上衣及び女性第２種夏服上衣

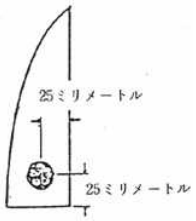

両襟につける。

8　海曹候補者き章の着用要領

（1）航空学生である自衛官

ア　冬服上衣及び第１種夏服上衣

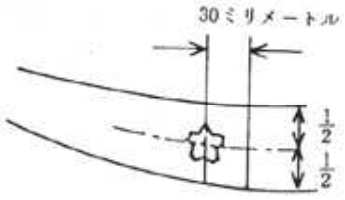

両襟につける。

イ　第３種夏服上衣、女性冬服（第１種夏服、第３種夏服）上衣、第１種外とう、女性第１種（第２種）外とう、雨衣及び女性雨衣

両襟の前端おおむね中央につける。

ウ　第２種夏服上衣及び女性第２種夏服上衣

７（２）ウの着用要領と同じとする。

（2）その他の自衛官

附図第１陸上自衛官のき章等の着用要領６（２）アの着用要領と同じとする。

9　飾緒の着用要領

（1）防衛駐在官用飾緒及び副官用飾緒

附図第１陸上自衛官のき章等の着用要領７（１）の着用要領と同じとする。

（２）表（２）に定める飾緒

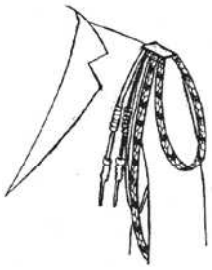

10　統合幕僚長章、統合幕僚長章の略章及び統合幕僚監部職員章の着用要領

（１）冬服上衣並びに礼服冬上衣及び礼服夏上衣

ア　統合幕僚長章

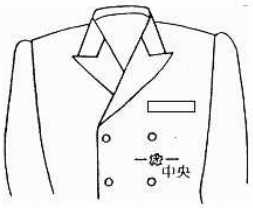

イ　統合幕僚監部職員章

備考　航空き章、水上艦艇き章、潜水艦き章、潜水員き章、特別警備き章、航空医官き章、潜水医官き章及び体力き章の着用にあっては、図中「50ミリメートル」とあるのを「75ミリメートル」と読み替えて着用するものとする。

（２）その他の上衣

陸上自衛官の統合幕僚長章、統合幕僚長章の略章及び統合幕僚監部職員章の着用要領と同じとする。

11　航空学生き章の着用要領

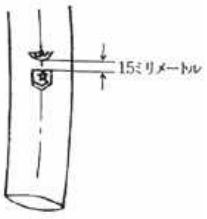

左腕に縫いつける。

12　航空き章、航空管制き章、水上艦艇き章、潜水艦き章、潜水員き章、特別警備き章、航空医官き章、潜水医官き章及び体力き章の着用要領

（１）３等海曹以上の自衛官の冬服上衣

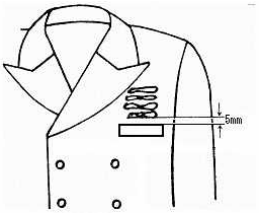

（２）第１種夏服上衣（３等海曹以上のもの）、第２種夏服上衣、第３種夏服上衣（幹部自衛官及び准海尉のもの及び海曹長から３等海曹までのもの）及び女性第２種夏服上衣

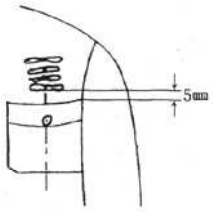

（３）海士長以下の自衛官の冬服上衣及び第１種夏服上衣

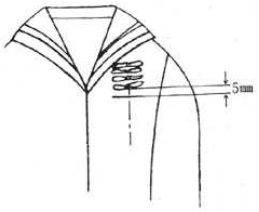

（４）海士長以下の自衛官の第３種夏服上衣

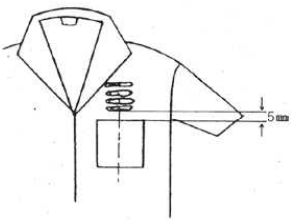

（５）航空学生である自衛官の冬服上衣及び第１種夏服上衣

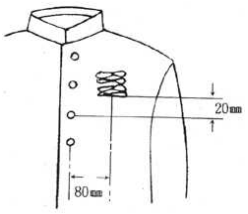

（６）女性冬服上衣及び女性第１種夏服（第３種夏服）上衣

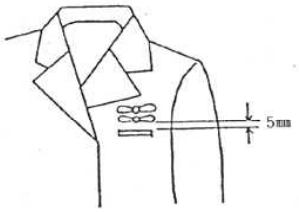

備考　１つのき章を着用するときは、図の着用位置のうち、最下部に着用するものとし、２つ以上のき章を着用するときは、図の着用位置のうち、最下部から航空き章・航空管制き章、水上艦艇き章、潜水艦き章、潜水員き章、特別警備き章、航空医官き章、潜水医官き章又は体力き章の順に、順次着用するものとする。

この場合において、各き章の間隔は５㎜とし、３種類以上着用するときは、各き章の間隔をとらないものとする。

13　募集広報き章の着用要領

（１）３等海曹以上の自衛官の冬服上衣

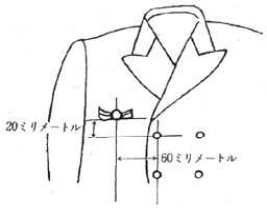

（２）第１種夏服上衣（３等海曹以上のもの）、第２種夏服上衣、第３種夏服上衣（幹部自衛官及び准海尉のもの及び海曹長から３等海曹までのもの）及び女性第２種夏服上衣

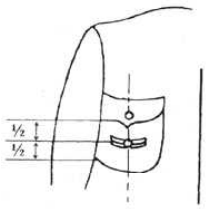

（３）女性冬服上衣

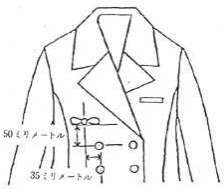

（４）女性第１種夏服上衣

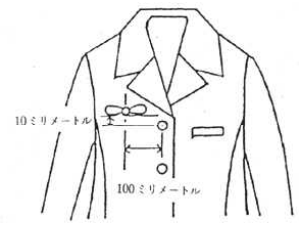

（５）女性第３種夏服上衣

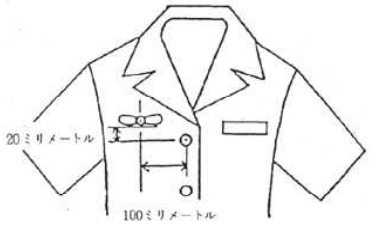

備考　女性自衛官の防衛功労章の着用にあつては、防衛功労章の下位10ミリメートルの位置に着用するものとする。

附図第３（第17条関係）

航空自衛官のき章等の着用要領

１　防衛功労章の着用要領

（１）冬服（第１種夏服、第２種夏服）上衣及び女性冬服（第１種夏服、第２種夏服）上衣

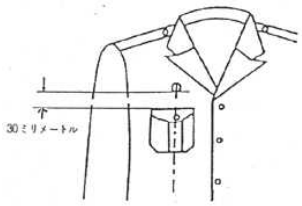

（２）礼服冬（夏）上衣

（３）女性礼服冬（夏）上衣

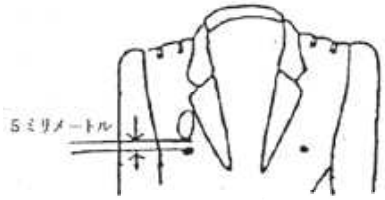

備考　１　内務班長き章の着用者にあつては、図中「30ミリメートル」とあるのを「50ミリメートル」と読み替えて着用するものとする。

２　防衛功労章を複数授与されている者にあつては、最上級のものを１個着用するものとする。

２　精勤章の着用要領

冬服（第１種夏服）上衣及び女性冬服（第１種夏服）上衣

それぞれの階級に応ずる陸上自衛官の精勤章の着用要領と同じとする。

3　帽章の着用要領

（1）正帽及び女性正帽

陸上自衛官の着用要領と同じとする。

（2）略帽

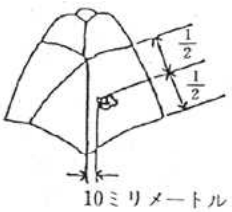

4　階級章の着用要領

（1）甲階級章

ア　冬服（第１種夏服）上衣、女性冬服（第１種夏服）、作業服上衣、女性作業服上衣、外とう、女性外とう、雨衣及び女性雨衣

それぞれの階級に応ずる陸上自衛官の着用要領と同じとする。

イ　略帽

統合幕僚長及び航空幕僚長である空将

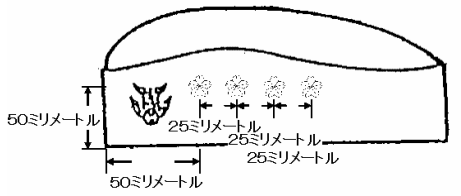

空将

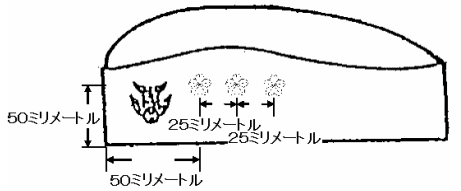

空将補

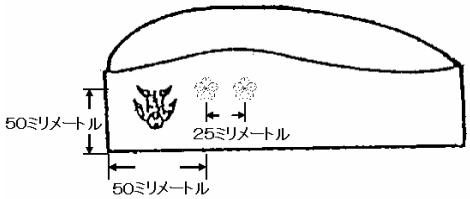

（２）乙階級章

附図第１陸上自衛官のき章等の着用要領４（２）の着用要領と同じとする。

（３）礼服用階級章

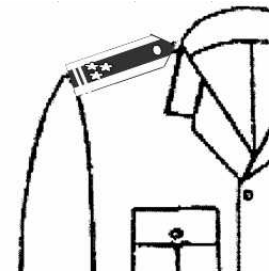

両肩につける。

（４）表（２）に定める階級章

ア　幹部自衛官及び准空尉

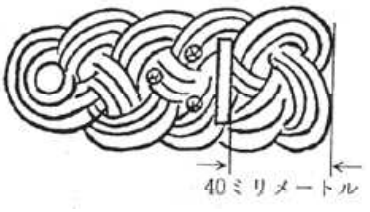

イ　空曹長以下の自衛官

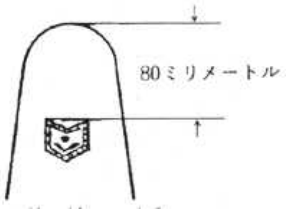

左腕に縫いつける。

５　幹部候補者き章の着用要領

附図第１陸上自衛官のき章等の着用要領５の着用要領と同じとする。

６　空曹候補者き章の着用要領

（１）一般空曹候補学生及び一般空曹候補生である自衛官

附図第１陸上自衛官のき章等の着用要領６（１）の着用要領と同じとする。

（２）その他の自衛官

附図第１陸上自衛官のき章等の着用要領６（２）の着用要領と同じとする。

７　飾緒の着用要領

（１）防衛駐在官用飾緒及び副官用飾緒

附図第１陸上自衛官のき章等の着用要領７（１）の着用要領と同じとする。

（２）表（２）に定める飾緒

8　統合幕僚長章、統合幕僚長章の略章及び統合幕僚監部職員章の着用要領

陸上自衛官の統合幕僚長章、統合幕僚長章の略章及び統合幕僚監部職員章の着用要領と同じとする。

9　部隊章の着用要領

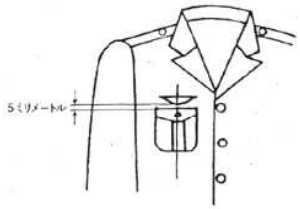

10　航空学生き章の着用要領

（1）３等空曹である自衛官

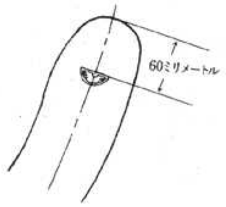

左腕に縫いつける。

（2）空士長以下の自衛官

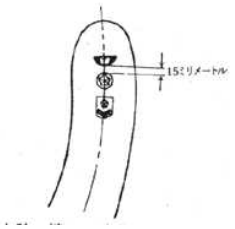

11　内務班長き章の着用要領

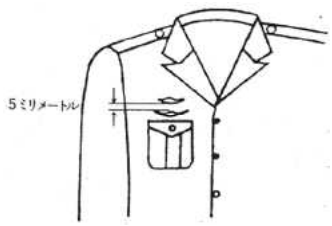

12　航空き章、航空管制き章、レンジャーき章、空挺き章、不発弾処理き章、兵器管制き章、高射管制き章、航空医官き章及び体力き章の着用要領

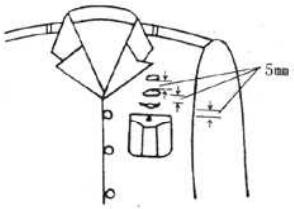

備考　１つのき章のみを着用するときは、図の着用位置のうち、最下部に着用するものとし、２つ以上のき章を着用するときは、図の着用位置のうち、最下部から航空き章、航空管制き章、レンジャーき章、空挺き章、不発弾処理き章、兵器管制き章、高射管制き章、航空医官き章及び体力き章の順に順次着用するものとする。

13　募集広報き章の着用要領

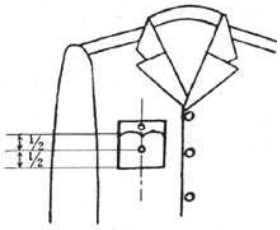

附図第４（第17条の２）

儀礼刀の着用要領

（１）儀じよう隊の指揮官

（２）儀じよう隊の指揮官以外の者